

資料編



1	関係条例	97
2	計画の策定体制	104
3	計画の策定経緯	105
4	総合計画審議会	106
5	住民参画	109
6	町議会	112
7	行政	113
8	分野別個別計画	115
9	重要目標達成指標（KGI）一覧	119
10	垂井町の概況	124
11	住民意識の概要	130
12	用語解説	143

(1) 垂井町まちづくり基本条例

前文

私たちのまち垂井町は、古くから交通の要衝として多くの歴史に残る舞台となりました。また、気候風土に恵まれ、広大な山林と豊かな農地、多彩な水利など、自然環境と産業が程よく調和する中で、先人たちのたゆまぬ努力のもと、豊かな伝統文化を育みながら、暮らしの利便性に優れた住みよいふるさととして発展してきました。

私たちは、垂井町民憲章を踏まえながら、こうした垂井町らしさを活かし、平和に安心して暮らせるまち、住むことに誇りをもてるまちとして、次世代へと引き継いでいかなければなりません。

21世紀に入り、地方分権の進展、少子高齢社会の到来、多文化との共生、環境などの社会問題は、私たちが改めてまちづくりのあり方について考える契機となりました。これらの課題を解決していくためには、私たち一人ひとりがまちづくりの主役であることを認識し、住民、議会、行政が互いに手を取りあって、これからのまちづくりを、みんなで考え、みんなで創りあげていくことが必要です。

私たちは、人権を尊重し、近隣自治体との連携を図りながら、地球規模の課題解決も視野に入れたまちづくりを進めていきます。そして、すべての住民が、「このまちに出会えてよかった。」と思えるような、幸福度の高い、自主自律した協働のまちの実現に向けて取り組むことを決意し、ここにこの条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、垂井町における自治の基本理念と基本原則を定め、住民、議会、行政が、それぞれの役割と責務を明らかにすることにより、自主自律した協働のまちづくりを推進することを目的とします。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 住民 町内に住む人、町内で働く人や学ぶ人、町内で事業や活動を行う人（法人その他の団体を含みます。）をいいます。
- (2) 行政 町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) まちづくり よりよい地域社会を実現するための行動や取り組みをいいます。
- (4) 協働 住民、議会、行政が、お互いの立場を尊重し、それぞれの役割と責任に基づき、対等な立場で相互に協力して行動することをいいます。

第2章 基本理念

(基本理念)

第3条 住民は、まちづくりの主権者であり、議会や行政とともに地域特性を尊重した協働のまちづくりを基本とする自治を確立するものとします。

第3章 基本原則

(情報共有)

第4条 住民、議会、行政は、お互いに情報を伝え合い、情報の共有に努めます。

(住民参加)

第5条 住民は、まちづくりに参加することを基本とし、議会と行政は、住民のまちづくりへの参加の推進に努めます。

(協働のまちづくり)

第6条 住民、議会、行政は、協働によるまちづくりに取り組みます。

第4章 住民

(住民の権利)

第7条 住民は、議会や行政の保有する情報について知る権利を有するとともに、自主的な活動に取り組むことやまちづくりに参加する権利を有します。

(住民の役割と責務)

第8条 住民は、まちづくりの主体として、お互いに尊重し、協力し合うとともに、自らまちづくりに参加するよう努めます。

2 住民は、まちづくりに参加する場合において、その言動に責任をもつよう努めます。

3 住民は、町政について認識を深めるよう努めます。

第5章 議会

(議会の役割と責務)

第9条 議会は、選挙で選ばれた住民の代表が構成する議事機関として、適切な判断のもと、町の意思決定を行います。

2 議会は、まちづくりについて積極的な関わりを果たすため、住民の意思を町政に反映させるとともに、町政が適正に行われるよう監視します。

3 議会は、議会活動に関する情報を住民にわかりやすく提供するとともに、住民の個人情報の取り扱いを適切に行います。

4 議員は、この条例の基本理念を理解し、議会の役割と責務を認識のうえ、まちづくりに取り組むよう努めます。

第6章 行政

第1節 行政の基本事項

(行政の役割と責務)

第10条 行政は、住民の福祉の増進を図ることを基本とし、町政に関する事務を、自主的で総合的な判断と責任において執行します。

2 行政は、住民の信託に基づき、町政を効果的で効率的に運営します。

3 行政は、この条例の基本理念に基づき、住民の意思を反映したまちづくりを進めます。

(町長の責務)

第11条 町長は、住民の代表者として、この条例の基本理念に基づき、公正で誠実に町政の運営に当たります。

2 町長は、住民の意思に適切に応えるため、職員の育成を図り、効率的な組織体制を整備します。
(職員の責務)

第12条 職員は、法令を守り、法令に従い、公正で適正に職務を遂行します。

2 職員は、この条例の基本理念を理解し、その具体的な施策を計画し、遂行するため、自己の職務能力の向上に努めます。

第2節 行政運営

(総合計画)

第13条 行政は、この条例の基本理念に基づき、総合的で計画的なまちづくりを実現するための総合計画を策定します。

(財政運営)

第14条 行政は、総合計画に基づき、計画的で健全な財政運営を行います。

2 行政は、予算、決算その他財政状況について、住民にわかりやすく公表します。
(説明責任)

第15条 行政は、政策の立案、実施、評価、見直しについて、住民にわかりやすく説明します。

2 行政は、住民から説明を求められた場合は、誠実に対応します。
(情報の公開と提供)

第16条 行政は、別に条例で定めるところにより、行政が保有する文書を公開するとともに、その情報をわかりやすく提供します。

(個人情報保護)

第17条 行政は、別に条例で定めるところにより、住民の権利利益を保護するため、個人情報の収集、利用、提供や管理などを適切に行います。

(審議会の運営)

第18条 行政は、審議会などの委員を選任する場合は、公募による住民を含めるよう努めるとともに、その構成については、性別、年齢層などの均衡を図ります。

2 審議会などの会議は、公開することを原則とします。
(意見の聴取)

第19条 行政は、住民の生活にとって重大な影響を及ぼすと考えられる計画や条例などを策定したり、改正や廃止をする場合は、事前にその案について公表し、広く住民の意見を聴取します。

2 行政は、聴取した意見を考慮し、意思決定を行うとともに、その意見に対する行政の考え方を公表します。

(行政評価)

第20条 行政は、町政運営を点検し、改善を図るため行政評価を行い、適正で効率的な町政運営を行います。

2 行政は、行政評価を行うにあたり、住民参加の方法を用いるとともに、その結果と見直しの内容について、わかりやすく住民に公表します。

(行政手続)

第21条 行政は、別に条例で定めるところにより、住民の権利利益を保護するため、届出などの行政手続きを定め、町政運営における公正の確保と透明性の向上を図ります。

第7章 協働のまちづくりの推進

(コミュニティの形成)

第22条 住民は、自治会、ボランティア団体などへの参加を通じて、お互いに助け合いながら、地域の課題の解決や共通の目標達成に向けて行動するため、良好なコミュニティを形成するよう努めるものとします。

2 住民は、良好なコミュニティを形成するため、お互いに情報の提供と共有を進め、連携してまちづくりを行います。

3 議会と行政は、協働のまちづくりを進めるため、コミュニティ活動を尊重するとともに、必要に応じて支援を行います。

(まちづくりセンター)

第23条 町長は、住民が行うコミュニティ活動の充実を図り、協働のまちづくりを推進する母体として、垂井町まちづくりセンター（以下「センター」といいます。）を設置します。

2 センターは、住民が主体となり、議会や行政と協働して運営を行うものとします。

3 センターは、協働のまちづくりを推進するため、まちづくりに関する相談、助言、情報収集、情報提供や人材育成などを行うものとします。

4 センターの組織と運営については、この条例の基本理念に基づき、町長が規則で定めます。

(まちづくり協議会)

第24条 住民は、協働のまちづくりを推進するため、まちづくり協議会（以下「協議会」といいます。）を行政と協働して設置することができるものとします。

2 協議会は、地域や分野別の課題解決や町の特性を活かしたまちづくりの推進に取り組むものとします。

3 協議会の組織と運営については、この条例の基本理念に基づき、町長が規則で定めます。

(まちづくり審議会)

第25条 町長は、協働のまちづくりの取り組みの検証を行うため、垂井町まちづくり審議会（以下「審議会」といいます。）を設置します。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、協働のまちづくりの取り組みについて審議し、町長に答申します。

3 審議会は、町長から諮問される事項のほか、協働のまちづくりの取り組みについて審議や評価を行い、見直しが必要な場合は、町長に提言します。

4 審議会の組織と運営については、この条例の基本理念に基づき、町長が規則で定めます。

第8章 住民投票

(住民投票)

第26条 町政に関する重要な事項について、広く住民の意思を把握する必要があると認められる場合、町長は、この条例の基本理念に基づき、住民投票を行うことができるものとします。

2 住民投票に参加する資格その他の住民投票の実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとします。

3 住民、議会、行政は、住民投票の結果を尊重するものとします。

第9章 条例の位置付け

(条例の位置付け)

第27条 住民、議会、行政は、この条例が町における自治についての最高規範であることを認識し、この条例の規定を守り、規定に従うよう努めます。

2 議会と行政は、他の条例や規則などを制定したり、改正や廃止をする場合は、この条例の趣旨を尊重するとともに、整合を図ります。

第10章 条例の見直し

(条例の見直し)

第28条 町長は、この条例の施行日から5年を超えない期間ごとに、各条項が社会情勢に適合し、町のまちづくりにとってふさわしいものであるかを検証します。

2 町長は、検証の結果を踏まえ、この条例の条項やこの条例に基づく制度についての見直しなど、必要な手続きを行います。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行します。

(2) 垂井町総合計画条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本町の総合計画の策定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 垂井町まちづくり基本条例（平成22年垂井町条例第1号。以下「まちづくり基本条例」という。）第13条に規定する総合計画をいい、基本構想及びその構想実現のためにまちづくりに関する施策の方向性を体系的に示した計画で構成するものをいう。

(2) 基本構想 まちづくりの基本理念であり、町の将来像及びこれを実現するための基本方針を示すものをいう。

(3) 住民 まちづくり基本条例第2条第1号に規定する住民をいう。

(策定方針)

第3条 町長は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、町の最上位の計画として、行財政における総合的な見地から総合計画を策定するものとする。

2 町長は、適切な計画期間を設定し、その時々地域の実情、社会情勢の変化等を踏まえ、これらに適合するよう総合計画を策定するものとする。

3 前2項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(町政運営の基本方針)

第4条 町は、その事務を処理するときは、総合計画に即して行うものとする。

2 町は、個別の行政分野に関する計画を策定し、又は変更するときは、総合計画との整合を図らなければならない。

(総合計画審議会)

第5条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、町長の附属機関として、垂井町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、総合計画の策定又は変更に関し必要な事項について審議を行い、その意見を町長に答申する。

3 審議会は、町長が委嘱する委員20人以内で組織する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(審議会への諮問)

第6条 町長は、総合計画を策定し、又は変更するときは、審議会に諮問するものとする。

(意見の聴取)

第7条 町長は、総合計画を策定し、又は変更するときは、住民にわかりやすく説明するとともに、広く住民の意見を聴取するものとする。

(議会の議決)

第8条 町長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経なければならない。

(公表)

第9条 町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、その内容を公表するものとする。

(策定後の処置)

第10条 町長は、総合計画に基づく施策を計画的に実施するために必要な措置を講ずるほか、その実施状況について、公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。

(垂井町総合計画審議会設置条例の廃止)

2 垂井町総合計画審議会設置条例（昭和46年垂井町条例第29号）は、廃止する。

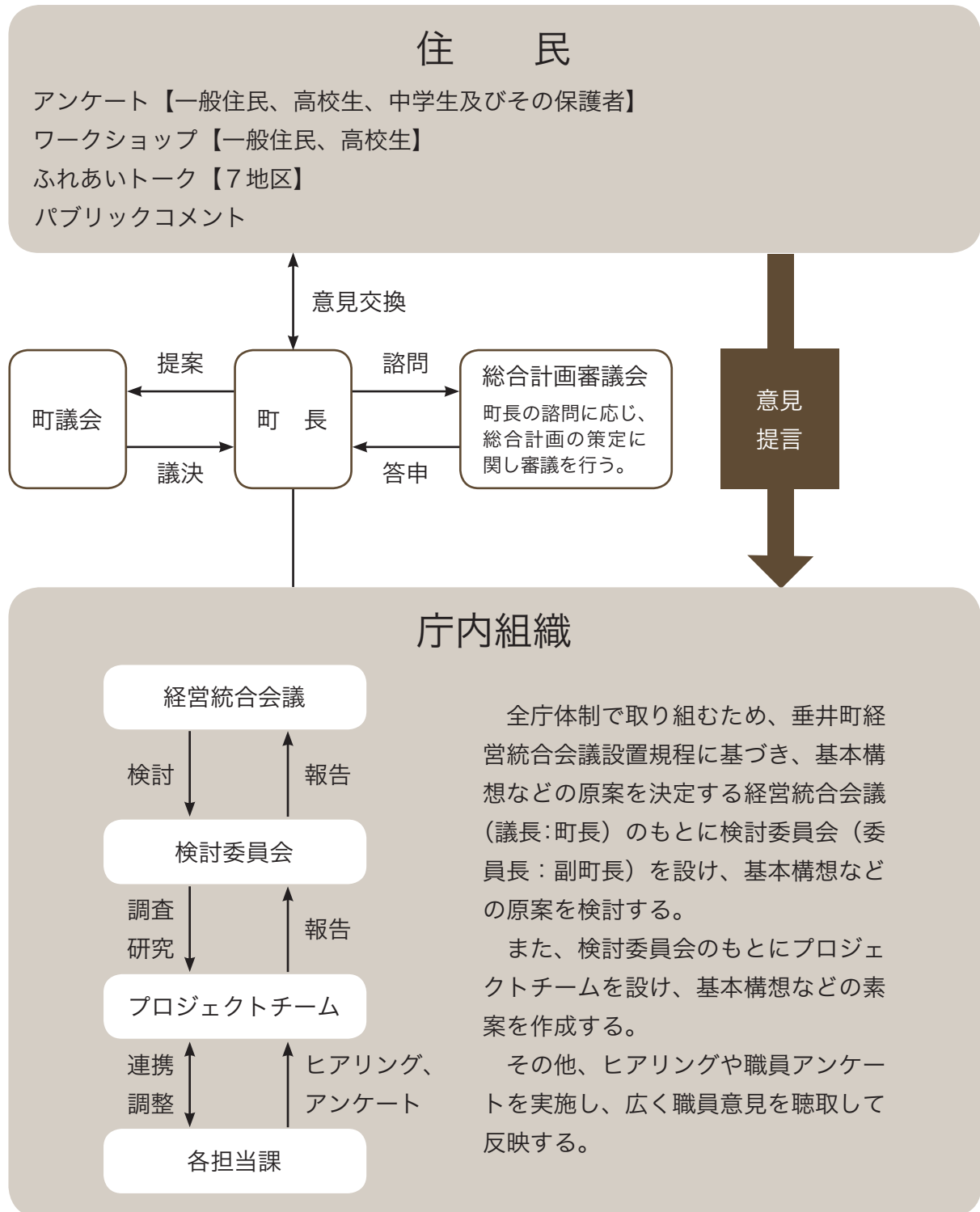
(経過措置)

3 この条例の施行の際現に策定されている総合計画は、この条例の規定に基づき策定された総合計画とみなす。

4 この条例の施行の際現に附則第2項の規定による廃止前の垂井町総合計画審議会設置条例第3条第1項の規定に基づき委員の職にある者は、第5条第3項の規定に基づく委員とみなす。

2 計画の策定体制

垂井町第6次総合計画は、住民・議会・行政の協働により、以下の体制で策定しました。



3

計画の策定経緯



4 総合計画審議会

垂井町総合計画条例に基づき、町議会の議員、町教育委員会の委員、町農業委員会の委員、団体の役員又は職員、学識経験を有する者及び公募による町民を委員とする20人で構成する総合計画審議会を設置し、町長の諮問に応じ審議を行い、町長へ答申をしていただきました。

(1) 審議会委員名簿

区 分	氏 名	所 属
町議会の議員	太田 佳祐	町議会推薦
	中村 ひとみ	
町教育委員会の委員	栗田 直美	町教育委員会推薦
町農業委員会の委員	(前) 川瀬 桂	町農業委員会推薦
	田邊 敏之	
団体の役員又は職員	久保田 賢三	連合自治会連絡協議会推薦
	(前) 鈴木 準二	地区まちづくり協議会推薦
	桑原 良樹	
	酒井 隆光	垂井町青年のつどい協議会推薦
	(前) 北川 善四郎	垂井町商工会推薦
	鹿野 隆穂	
	高木 和宏	垂井工場会推薦
	高木 金男	垂井町観光協会推薦
	富田 浩生	(福) 垂井町社会福祉協議会推薦
	(前) 中村 隆之	垂井金融協会推薦
	藤井 雅夫	
	藤墳 和義	垂井町民生委員・児童委員協議会推薦
	松田 貴司	(公社) 岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会推薦
	安田 正俊	不破郡医師会推薦
	米山 幸夫	垂井町消防団推薦
学識経験を有する者	菊本 舞	岐阜経済大学 准教授
	【会 長】 早瀬 正敏	町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議 会長、町観光協会会長、府中地区まちづくり協議会長
公募による町民	【副会長】 神田 浩史	
	田内 顕仁	

(前) は前任者 敬称略

(2) 諮問・答申

垂 企 調 第 5 1 号

平成29年2月24日

垂井町総合計画審議会

会長 早瀬 正敏 様

垂井町長 中川 満也

垂井町第6次総合計画の策定について（諮問）

本町の新たなまちづくりの指針となる垂井町第6次総合計画の策定について、垂井町総合計画審議会設置条例第2条の規定により、諮問します。

平成29年12月1日

垂井町長 中川 満也 様

垂井町総合計画審議会

会長 早瀬 正敏

垂井町第6次総合計画について（答申）

平成29年2月24日付けで諮問された「垂井町第6次総合計画の策定」につきましては、当審議会において慎重に審議を行ってきた結果、別紙のとおりとりまとめましたので答申します。

なお、本計画の推進にあたっては、下記の事項に十分配慮されることを要望します。

記

- 1 まちづくり基本条例の基本理念に基づき、協働のまちづくりを基本とする総合的で計画的なまちづくりを推進されたい。
- 2 計画の評価・見直しにあたっては、住民や議会が参加する方法を用いるとともに、その結果についてはわかりやすく公表されたい。

(3) 開催状況

- 第1回 平成29年2月24日（金）
[諮問] 会長及び副会長の互選について
第6次総合計画策定について諮問
- 第2回 平成29年9月1日（金）
第6次総合計画素案について
- 第3回 平成29年10月10日（火）
第6次総合計画素案について
- 第4回 平成29年11月24日（金）
第6次総合計画案について
答申案について
- 答 申 平成29年12月1日（金）
第6次総合計画について答申



総合計画審議会



答申

5 住民参画

(1) 各種アンケート

① 一般住民アンケート

目的：町に居住することの満足度とまちづくりに関するニーズを把握する。

対象者：町に在住の18歳以上の住民

対象者数：3,000人

調査期間：平成28年11月12日（土）から11月28日（月）

回収数：1,324件、44.1%

② 高校生アンケート

目的：将来の希望や町の認識を把握する。

対象者：不破高等学校 3年生

対象者数：82人

調査期間：平成28年11月17日（木）から12月1日（木）

回収数：73件、89%

③ 中学生アンケート

目的：将来の希望や町の認識を把握する。

対象者：不破中学校 3年生、北中学校 3年生

対象者数：302人

調査期間：平成28年11月17日（木）から12月5日（月）

回収数：278件、92.1%



中学生アンケート前の授業

④ 保護者アンケート

目的：子育て支援の環境や子どもの進路・将来に対する考えを把握する。

対象者：不破中学校3年生の保護者、北中学校3年生の保護者

対象者数：302人

調査期間：平成28年11月17日（木）から12月5日（月）

回収数：206件、68.2%

(2) 住民ワークショップ

目 的： アンケート調査では把握しきれない地域ごとの具体的な課題や地域資源を整理し、その課題の解決に向け、協働の視点から地域住民一人ひとりが実践できることを意見交換し、町に提言を行う。

協 力： 各地区まちづくり協議会



住民ワークショップ

・第1回

開 催 日：平成29年1月21日（土）

協議内容：町の現状や課題を考え、町の魅力や地域資源を洗い出す。

参 加 者：39人

・第2回

開 催 日：平成29年2月26日（日）

協議内容：目指すべき将来の姿を考え、将来の姿を実現するための取組を整理する。

参 加 者：28人

・第3回

開 催 日：平成29年6月24日（土）

協議内容：取組の役割分担を考える。

参 加 者：32人

(3) 高校生ワークショップ

目 的：住みたいまちの理想像や今の町に足りないものについて意見交換し、町に提言を行う。

参 加 者：不破高等学校生徒会 13人

開 催 日：平成28年12月6日（火）



高校生ワークショップ

(4) ふれあいトーク

目 的：総合計画の案を説明し、町長との意見交換の中で、広く住民の意見を求める。

協 力：各地区まちづくり協議会

開催日及び参加者数：

垂井地区	11月 2日（木）	参加者23名	
東地区	11月 1日（水）	参加者25名	
宮代地区	11月 3日（金）	参加者26名	
表佐地区	11月 6日（月）	参加者26名	
栗原地区	10月26日（木）	参加者13名	
府中地区	10月28日（土）	参加者35名	
岩手地区	10月29日（日）	参加者17名	合計165名

(5) 進捗状況の情報公開

① 広報たるい

目的：広報たるいにより、計画の進捗状況を住民に周知する。

掲載内容：平成29年	広報1月号	新しい総合計画の作成に向けて
	広報2月号	中学生とその保護者、高校生へのアンケート、高校生ワークショップの実施状況
	広報3月号	垂井町の現状と第1回住民ワークショップの開催
	広報4月号	総合計画審議会 第1回会議の開催、第2回住民ワークショップの開催
	広報5月号	一般住民アンケート調査の結果
	広報6月号	アンケート調査と住民ワークショップ結果の概要
	広報7月号	総合計画の策定体制とプロジェクトチーム会議の開催
	広報8月号	第5次総合計画の目標指標の達成状況（1） 第3回住民ワークショップの開催
	広報9月号	第5次総合計画の目標指標の達成状況（2）
	広報10月号	第6次総合計画の構成、総合計画審議会第2回会議の開催
	広報12月号	総合計画審議会第3回会議の開催、ふれあいトークの開催
平成30年	広報1月号	総合計画審議会第4回会議の開催、総合計画審議会からの答申
	広報2月号	基本構想（将来像、将来の目標人口）
	広報3月号	基本構想（施策の大綱）

② 垂井町ホームページ

目的：垂井町ホームページにより、計画の進捗状況を住民に周知する。

掲載内容：各種アンケート、ワークショップの結果、総合計画審議会の開催状況などを公表

(6) パブリックコメント

目的：総合計画の案を提示し、広く住民から意見を求める。

募集期間：平成29年10月16日（月）から11月10日（金）

提出者数：3人

6 町議会

平成28年

第6回定例会

12月8日（木） 総務産業建設委員会
第6次総合計画に係る進捗状況について

12月15日（木） 全員協議会
第6次総合計画に係る進捗状況について

平成29年

第1回定例会

3月3日（金） 総務産業建設委員会
第6次総合計画策定状況について

3月16日（木） 全員協議会
第6次総合計画策定状況について

第4回定例会

6月6日（火） 総務産業建設委員会
第5次総合計画各分野における課題（総括）について
第6次総合計画策定基本方針について

6月14日（水） 全員協議会
第6次総合計画策定基本方針について

第5回定例会

9月8日（金） 総務産業建設委員会
垂井町総合計画条例の制定について
第6次総合計画の策定について

9月14日（木） 全員協議会
第6次総合計画の策定について

全員協議会

11月16日（木） 第6次総合計画（案）について

第6回定例会

12月7日（木） 総務産業建設委員会
垂井町第6次総合計画基本構想の策定について

12月14日（木） 全員協議会
垂井町第6次総合計画基本構想の策定について

平成30年

第1回定例会

3月2日（金） 総務産業建設委員会
垂井町第6次総合計画（目標指標）について

3月15日（木） 全員協議会
垂井町第6次総合計画（目標指標）について

7 行 政

(1) 垂井町経営統合会議

開催状況	平成28年度	平成28年5月16日（月） 検討委員会の設置について 平成29年3月28日（火） 検討委員会の報告について
	平成29年度	平成29年4月25日（火） プロジェクトチームの設置について 平成29年8月15日（火） 第6次総合計画素案について 平成29年10月2日（月） 第6次総合計画素案について 平成29年11月21日（火） 第6次総合計画（案）について 平成30年2月27日（火） KGI(重要目標達成指標)・KPI（重要業績評価指標）について 平成30年3月27日（火） 検討委員会の報告について

(2) 第6次総合計画検討委員会

開催状況	平成28年度	第1回 平成28年5月30日（月） 今後の進め方について 第2回 平成29年3月22日（水） 本年度の検討結果について
	平成29年度	第1回 平成29年4月21日（金） 今後の進め方について 第6次総合計画プロジェクトチームについて 第2回 平成29年7月12日（水） テーマ別戦略素案について 第3回 平成29年7月28日（金） 垂井町第6次総合計画素案について 第4回 平成29年8月9日（水） 垂井町第6次総合計画素案について 第5回 平成29年9月28日（木）、29日（金） 垂井町第6次総合計画素案について 第6回 平成29年11月20日（月） 垂井町第6次総合計画（案）について

- 第7回 平成30年2月15日（木）、16日（金）、19日（月）
KGI(重要目標達成指標)・KPI（重要業績評価指標）について
- 第8回 平成30年3月22日（木）
本年度の検討結果について

（3）第6次総合計画プロジェクトチーム

- 開催状況 平成29年度
- 第1回 平成29年5月12日（金）
第6次総合計画プロジェクトチームについて
第6次総合計画策定基本方針について
第6次総合計画策定に係るアンケート等について
現状分析・課題整理について
総合計画の構成について
施策の柱立てについて
- 第2回 平成29年5月31日（水）、6月1日（木）、6月2日（金）
第6次総合計画の柱立てについて
- 第3回 平成29年6月27日（火）
施策の柱立てごとの具体的な戦略について
- 第4回 平成29年7月13日（木）
基本構想について
組織別行動計画について
- 第5回 平成29年8月2日（水）
第6次総合計画素案について
- 第6回 平成30年3月20日（火）
今後のスケジュールについて

（4）各種アンケート調査等

- ① 各課ヒアリング
目 的：第5次総合計画で実施してきた施策の効果や残された課題を検証し、第6次総合計画策定に関する基礎資料とするため、課ごとにヒアリングを実施する。
開 催 日：平成28年11月29日（火）、12月1日（木）
- ② 正職員アンケート
目 的：総合計画への認識や活用度、政策分野別の進捗に関する認識や評価を把握する。
対象者数：190人
調査期間：平成28年11月14日（月）から11月28日（月）
回 収 数：190件、100%
- ③ 臨時職員（一般職）アンケート
目 的：総合計画への認識や政策分野別の進捗に関する認識を把握する。
対象者数：207人
調査期間：平成28年11月14日（月）から11月28日（月）
回 収 数：207件、100%

8 分野別個別計画

テーマ

1 協働

1-2 人権

計 画 名	計画期間	担当課
垂井町第2次男女共同参画プラン	2013年度～2022年度	企画調整課
垂井町人権施策推進指針	2010年度～2020年度	健康福祉課

テーマ

2 安全・安心

2-1 防災・減災

計 画 名	現計画期間	担当課
垂井町地域防災計画	2002年度～	企画調整課
垂井町国民保護計画	2006年度～	企画調整課

テーマ

3 都市基盤・環境

3-1 土地利用

計 画 名	現計画期間	担当課
垂井町都市計画マスタープラン	2006年度～2020年度	建設課
垂井農業振興地域整備計画	2017年度～	産業課

3-5 空き家等対策

計 画 名	現計画期間	担当課
垂井町空家等対策計画	2018年度～2023年度	企画調整課

3-6 上水道

計 画 名	現計画期間	担当課
垂井町上水道第6次変更事業認可書	2001年度～	上下水道課
垂井町地域水道ビジョン	2009年度～2018年度	上下水道課
相川左岸地域水道施設整備計画書	2012年度～	上下水道課

3-7 下水道

計 画 名	現計画期間	担当課
自然・歴史環境との共生づくりーやすらぎプラン	2015年度～2019年度	企画調整課
垂井町公共下水道基本計画	1993年度～2025年度	上下水道課

3-8 環 境

計 画 名	現計画期間	担当課
垂井町一般廃棄物処理基本計画	2017年度～2030年度	住民課
垂井町一般廃棄物処理実施計画	毎年度策定	住民課
垂井町分別収集計画	2017年度～2021年度	住民課
垂井町災害廃棄物処理計画	2018年度～	住民課

テーマ

4 産業・交流

4-3 観 光

計 画 名	現計画期間	担当課
垂井町観光基本計画	2017年度～2022年度	産業課

4-4 農 業

計 画 名	現計画期間	担当課
垂井農業振興地域整備計画（再掲）	2017年4月～	産業課
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	2016年9月～	産業課
垂井町地域農業振興計画	2018年3月～	産業課
不破地域水田フル活用ビジョン	2017年度～2020年度	産業課
垂井町田園環境整備マスタープラン	2002年度～	産業課
人・農地プラン	2018年度～2022年度	産業課

4-5 林 業

計 画 名	現計画期間	担当課
垂井町森林整備計画	2014年度～2023年度	産業課
垂井町公共建築物等における木材利用推進方針	2013年度～	産業課

5-1 子育て

計 画 名	現計画期間	担当課
第2期垂井町地域福祉計画	2014年度～2018年度	健康福祉課
垂井町子ども・子育て支援事業計画	2015年度～2019年度	健康福祉課

5-2 高齢福祉

計 画 名	現計画期間	担当課
第2期垂井町地域福祉計画（再掲）	2014年度～2018年度	健康福祉課
垂井町老人福祉計画・介護保険事業計画（第7期いきがい長寿やすらぎプラン21）	2018年度～2020年度	健康福祉課

5-3 障がい福祉

計 画 名	現計画期間	担当課
第2期垂井町地域福祉計画（再掲）	2014年度～2018年度	健康福祉課
第3次垂井町障がい者計画	2017年度～2020年度	健康福祉課
第5期垂井町障がい福祉計画	2018年度～2020年度	健康福祉課
第1期垂井町障がい児福祉計画	2018年度～2020年度	健康福祉課

5-4 健康・医療

計 画 名	現計画期間	担当課
第2次健康日本21たるい計画	2016年度～2020年度	健康福祉課
特定健康診査等実施計画	2018年度～2022年度	健康福祉課

6-1 学校教育

計 画 名	現計画期間	担当課
垂井町教育大綱	2018年度～2022年度	学校教育課
垂井町教育ビジョン	2018年度～2022年度	学校教育課

6-3 生涯学習

計 画 名	現計画期間	担当課
第3次垂井町生涯スポーツ振興計画	2018年度～2027年度	生涯学習課

テーマ

7 行財政運営

7-1 行政運営

計 画 名	現計画期間	担当課
垂井町定員適正化計画	2016年度～2020年度	総務課
垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略	2015年度～2019年度	企画調整課

7-2 財政運営

計 画 名	現計画期間	担当課
垂井町公共施設等総合管理計画	2017年度～2036年度	総務課

9 重要目標達成指標（KGI）一覧

テーマ

1 協働

1-1 協働

指 標	単 位	策定時の値(2017年)	目標値(2022年)
住民・議会・行政がそれぞれの役割と責任に基づき協力してまちづくりに取り組んでいると感じている住民の割合	%	53.0	70.0
よりよい地域社会を実現するための行動や取組を自ら行っている住民の割合	%	40.3	50.0

1-2 人権

指 標	単 位	策定時の値(2017年)	目標値(2022年)
差別なく暮らしやすいまちであると感じている住民の割合	%	72.0	75.0

テーマ

2 安全・安心

2-1 防災・減災

指 標	単 位	策定時の値(2017年)	目標値(2022年)
日頃から家庭で火災や地震、風水害などへの備えをしている住民の割合	%	53.9	59.0
防災・減災対策に満足している住民の割合	%	52.2	57.0

2-2 生活安全

指 標	単 位	策定時の値(2017年)	目標値(2022年)
交通事故発生件数（人身事故）	件	34	31
犯罪発生件数	件	170	153

3 都市基盤・環境

3-1 土地利用

指 標	単 位	策定時の値(2017年)	目標値(2022年)
垂井町に住み続けたいと思う住民の割合	%	79.2	80.0
有効な土地利用が行われていると感じている住民の割合	%	33.7	35.0

3-2 道 路

指 標	単 位	策定時の値(2017年)	目標値(2022年)
道路事情や道路の整備状況に満足している住民の割合	%	43.0	45.0

3-3 地域公共交通

指 標	単 位	策定時の値(2017年)	目標値(2022年)
大垣駅で乗り継ぐことなくJR垂井駅で乗降車できる列車の本数	本	平日27 休日44	平日32 休日50
公共交通機関に満足している住民の割合	%	36.4	43.0

3-4 公 園

指 標	単 位	策定時の値(2017年)	目標値(2022年)
公園や子どもの遊び場に満足している住民の割合	%	30.2	35.0

3-5 空き家等対策

指 標	単 位	策定時の値(2017年)	目標値(2022年)
空き家等の件数	件	400 (2016年)	400
空き家等の利活用数(累計)	件	0	15

3-6 上水道

指 標	単 位	策定時の値(2017年)	目標値(2022年)
水道水を安心して飲むことができると感じている住民の割合	%	80.6	82.0
経常収支比率 [*]	%	101.2 (2016年)	104.0
給水に係る費用が料金収入で賄えている割合	%	99.4 (2016年)	102.0

3-7 下水道

指 標	単 位	策定時の値(2017年)	目標値(2022年)
汚水処理人口普及率 [*]	%	76.0 (2016年)	85.0

3-8 環境

指 標	単 位	策定時の値(2017年)	目標値(2022年)
川の水や空気がきれいなことに満足している住民の割合	%	74.1	80.0
住民1人あたりのごみ総排出量	g/日	850.0(2016年)	810.0
リサイクル率*	%	17.3(2016年)	18.2

テーマ

4 産業・交流

4-1 工 業

指 標	単 位	策定時の値(2017年)	目標値(2022年)
企業の新規誘致数(累計)	社	0	1
従業員4人以上事業所の従業者数県内順位(市町村)	位	13(2014年)	13
まちの産業に活気があると感じている住民の割合	%	30.2	35.0

4-2 商 業

指 標	単 位	策定時の値(2017年)	目標値(2022年)
新規商業施設の誘致数(累計)	件	0	1
日常の買い物の便利さに満足している住民の割合	%	66.5	70.0

4-3 観 光

指 標	単 位	策定時の値(2017年)	目標値(2022年)
年間観光入込客数	人	520,000(2016年)	665,000

4-4 農 業

指 標	単 位	策定時の値(2017年)	目標値(2022年)
農業振興地域*内面積における担い手への集積面積	ha	578.4(2016年)	770.0

4-5 林 業

指 標	単 位	策定時の値(2017年)	目標値(2022年)
間伐実施面積(累計)	ha	0.0	100.0

基本構想

テーマ別戦略

協働

安全・安心

都市基盤・環境

産業・交流

福祉・健康

教育・文化

行財政運営

資料編

5 福祉・健康

5-1 子育て

指 標	単 位	策定時の値(2017年)	目標値(2022年)
子育てに関する支援サービスが充実していると感じている住民の割合	%	42.0	50.0
保育園・幼稚園・こども園の整備状況に満足している住民の割合	%	51.8	60.0
家庭や家族が大切だと思う児童生徒の割合	%	98.8	99.0

5-2 高齢福祉

指 標	単 位	策定時の値(2017年)	目標値(2022年)
高齢者人口における要介護認定者の割合	%	15.1 (2016年)	16.0
高齢者の福祉対策に満足している住民の割合	%	39.7	50.0

5-3 障がい福祉

指 標	単 位	策定時の値(2017年)	目標値(2022年)
障がいがある人も、ない人も、地域でともに暮らしていけると感じている住民の割合	%	46.5	60.0
障がい者の福祉対策に満足している障がい者の割合	%	48.8	55.0

5-4 健康・医療

指 標	単 位	策定時の値(2017年)	目標値(2022年)
健康寿命※(国民健康保険データベースシステム)	歳	男性66.1 女性67.4 (2014年)	男性66.8 女性68.1
保健事業に満足している住民の割合	%	60.5	70.0

6 教育・文化

6-1 学校教育

指 標	単 位	策定時の値(2017年)	目標値(2022年)
授業を理解できていると思う児童生徒の割合	%	91.6	93.0
やさしさや思いやりがあると思う児童生徒の割合	%	61.4	70.0
健康な生活を意識して生活していると思う児童生徒の割合	%	76.1	80.0
町に誇りと愛着を感じている児童生徒の割合	%	80.5	90.0

6-2 青少年育成

指 標	単 位	策定時の値(2017年)	目標値(2022年)
地域の子どもがいきいきと感じている住民の割合	%	54.3	60.0

6-3 生涯学習

指 標	単 位	策定時の値(2017年)	目標値(2022年)
趣味や教養を高める機会や環境に満足している住民の割合	%	38.7	40.0
スポーツクラブや文化サークルなどの活動に参加している住民の割合	%	26.5	40.0

6-4 文 化

指 標	単 位	策定時の値(2017年)	目標値(2022年)
町の登録文化財の件数(累計)	件	0	3
町の歴史や伝統に誇りがもてると思う住民の割合	%	63.0	67.0

テーマ

7 行財政運営

7-1 行政運営

指 標	単 位	策定時の値(2017年)	目標値(2022年)
テーマ別戦略の目標指標(KGI)の目標値を達成した指標の割合	%	0.0	100.0

7-2 財政運営

指 標	単 位	策定時の値(2017年)	目標値(2022年)
自主財源比率※	%	54.1(2016年)	52.0
経常収支比率※	%	80.8(2016年)	85.0

7-3 タウンプロモーション

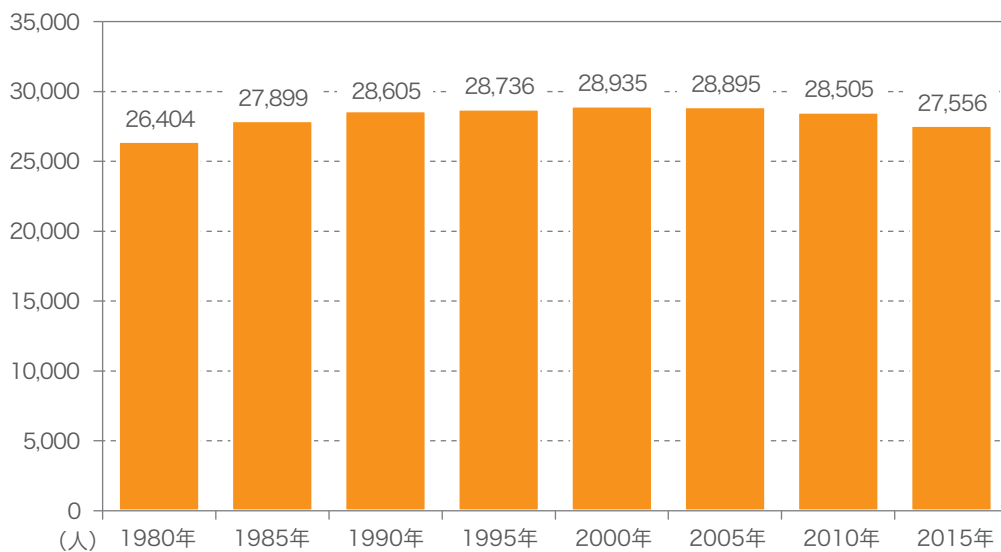
指 標	単 位	策定時の値(2017年)	目標値(2022年)
垂井町のことを知っている県外者の割合	%	20.7	22.0
活気のあるまちであると思う住民の割合	%	32.3	40.0

10 垂井町の概況

(1) 人 口

人口は2000年の28,935人をピークとして、緩やかに減少傾向にあります。

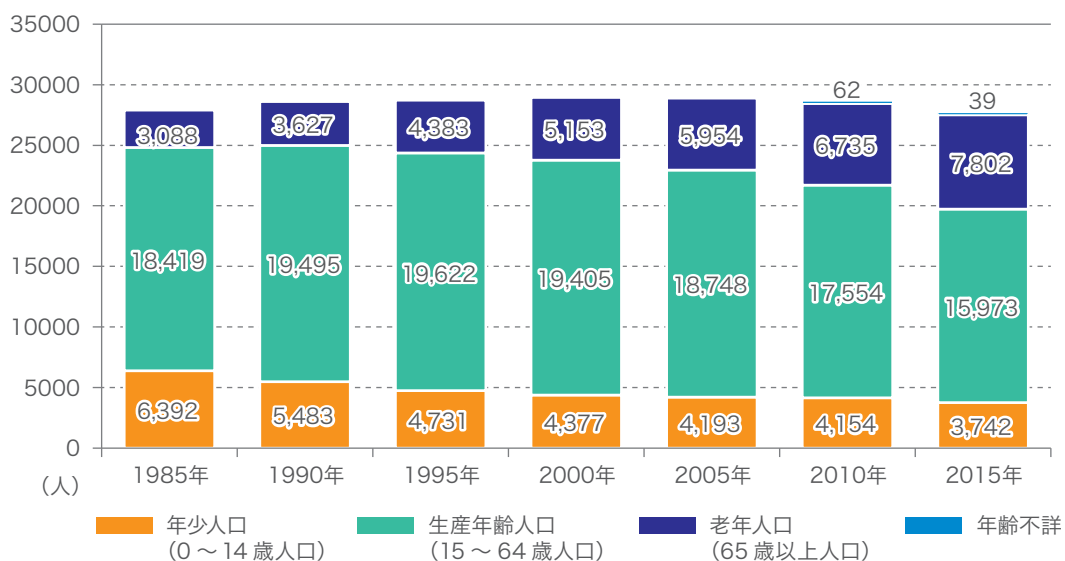
図表 1 人口の推移



出典：国勢調査

年齢3区分別人口をみると、年少人口と生産年齢人口が減少しているのに対し、老年人口は2倍以上増加しています。

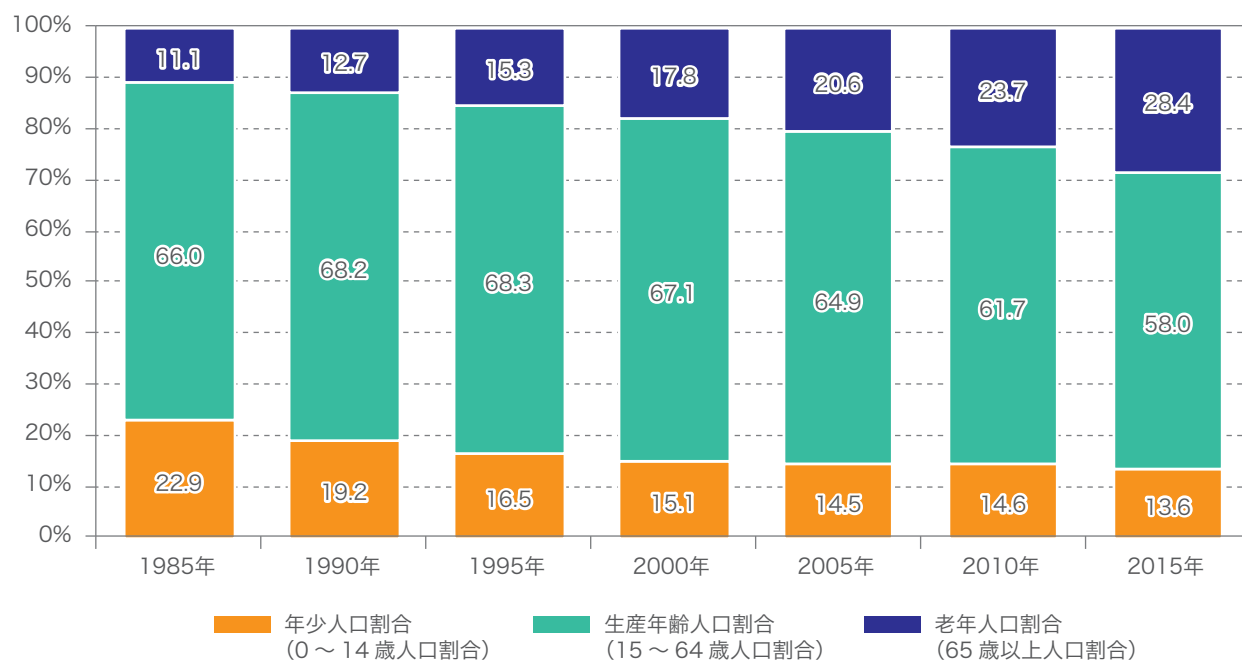
図表 2 年齢3区分別人口の推移



出典：国勢調査

年齢3区分別人口割合でみると、2015年時点で老年人口割合が28.4%まで拡大しています。

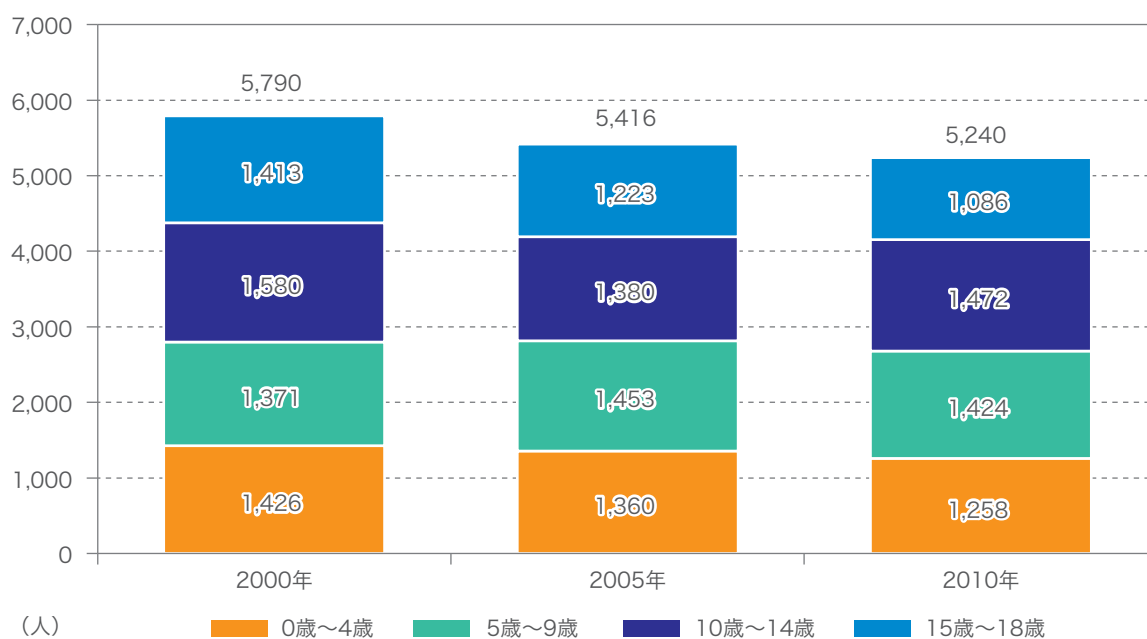
図表 3 年齢3区分別人口割合の推移



出典：国勢調査

18歳までの子どもの人口の推移は、年々減少傾向となっています。また、0歳～4歳までの人口も減少傾向となっています。

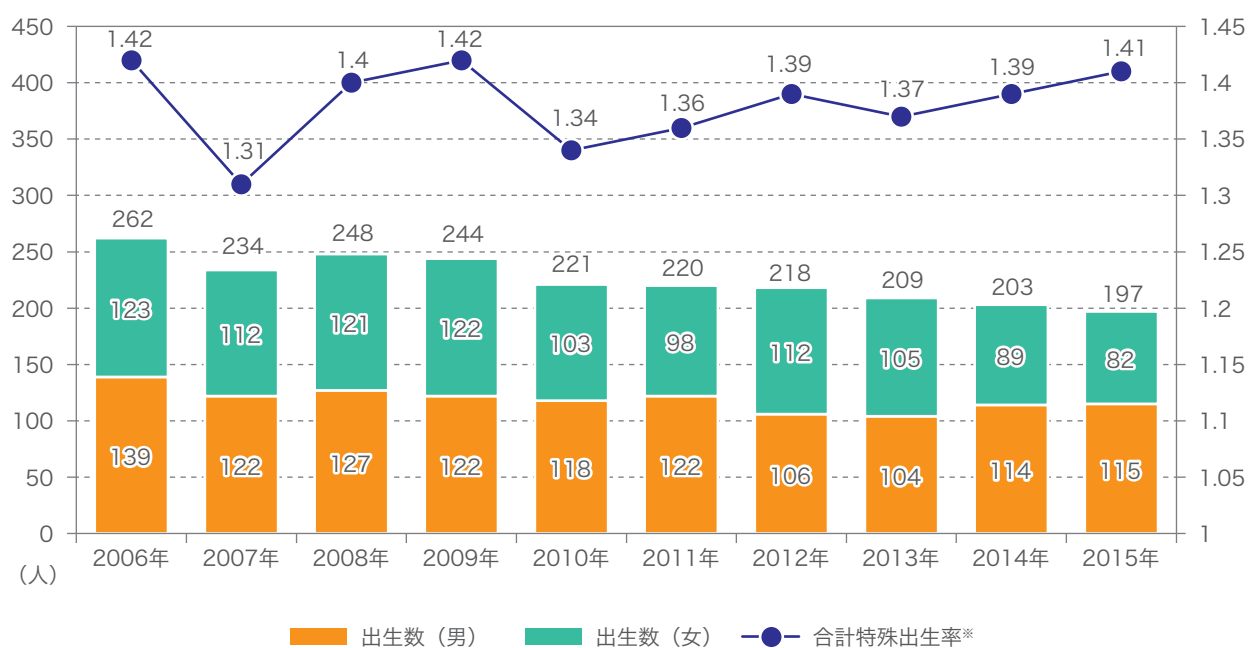
図表 4 子ども人口の推移



出典：国勢調査

合計特殊出生率*は、1.31～1.42の間で推移しており、2010年からは増加傾向となっています。一方で、全体の出生数については、減少傾向がみられます。

図表 5 男女別出生数と合計特殊出生率*の推移

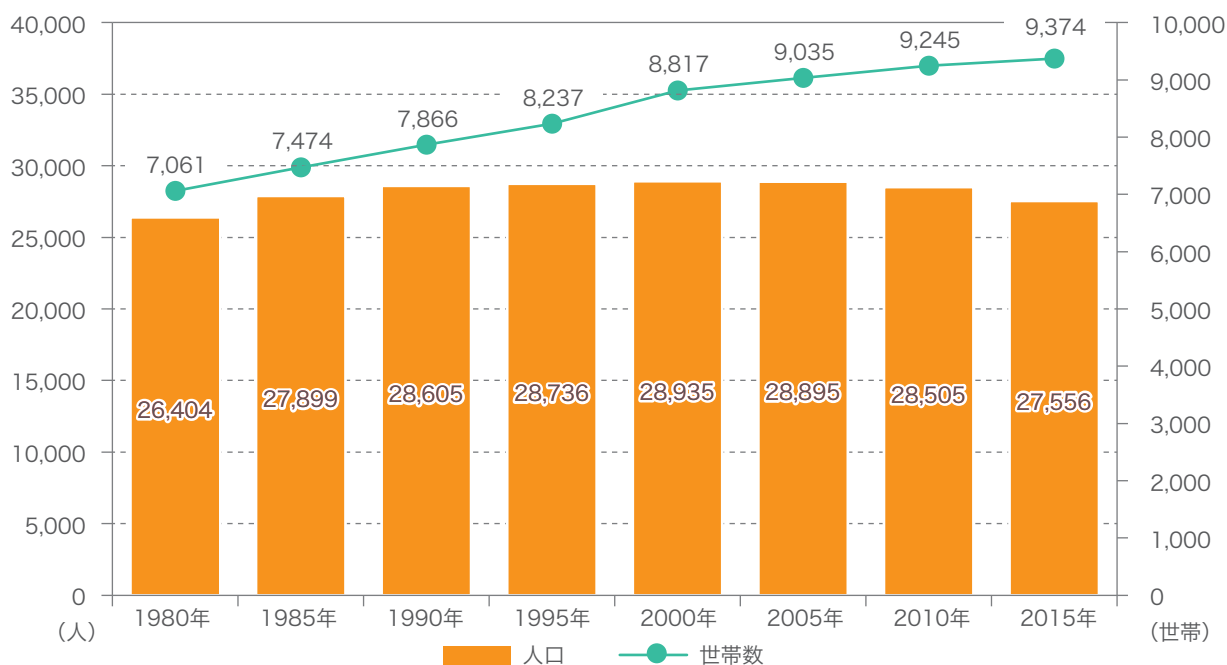


出典：西濃保健所「西濃地域の公衆衛生」

(2) 世帯

世帯数は1980年から2,000世帯以上増加しており、1世帯当たりの人数が減少しています。

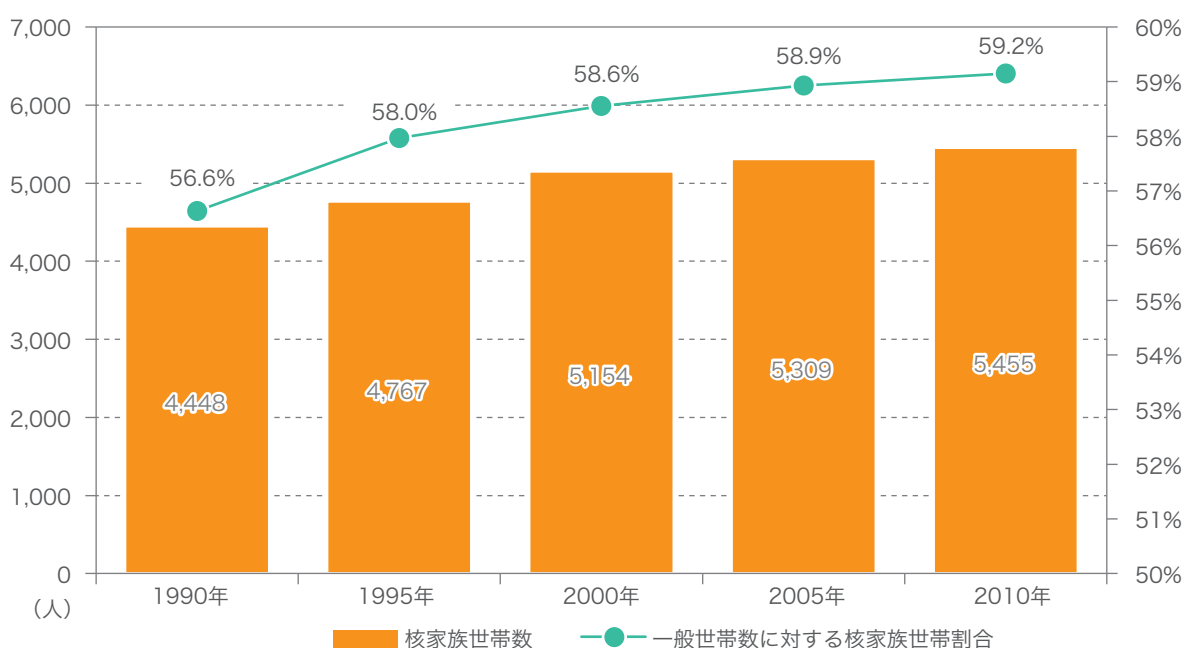
図表6 人口と世帯数の推移



出典：国勢調査

核家族世帯数は1990年から1,000世帯以上増加しており、一般世帯数に対する核家族世帯割合も増加傾向にあります。

図表7 核家族世帯の推移

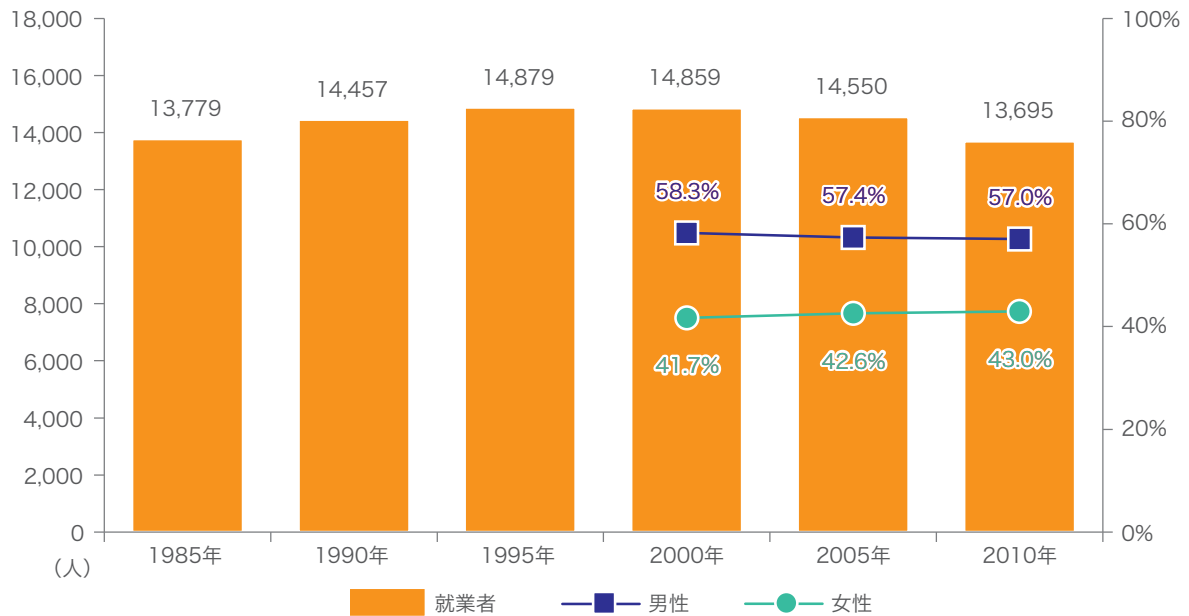


出典：国勢調査

(3) 就 業

就業者数は1995年の14,879人をピークとして減少傾向にあり、女性就業者比率が増加傾向にあります。

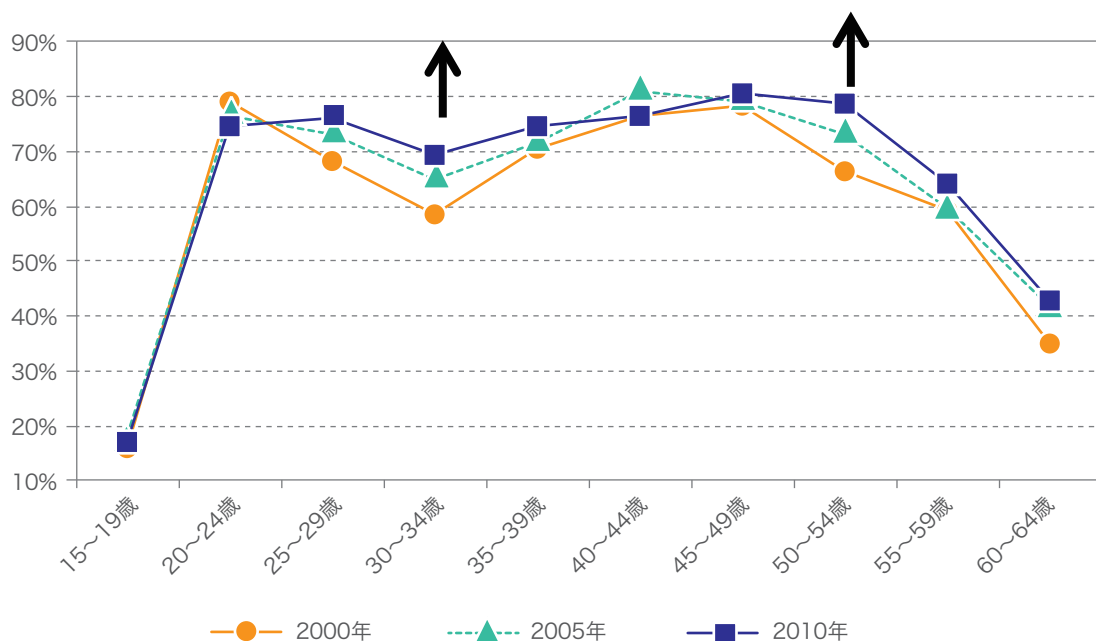
図表 8 就業者数の推移



出典：国勢調査

女性の労働力率[※]は30歳～34歳、50歳～54歳で10年間に約10ポイント増加しています。30歳～34歳、50歳～54歳の年代では、働く女性の割合が増加している結果となっています。

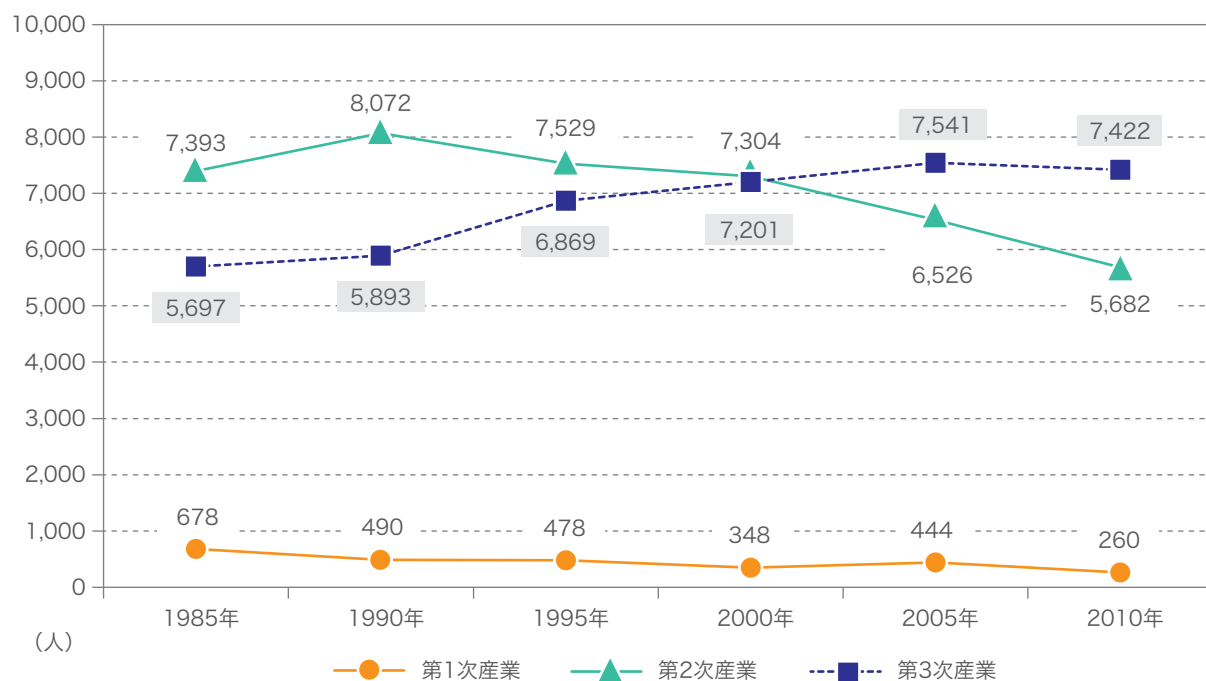
図表 9 女性の年齢階級別労働力率[※]の推移



出典：国勢調査

産業別の就業者数は、第1次産業、第2次産業で減少傾向にあります。一方、第3次産業では増加傾向にあります。

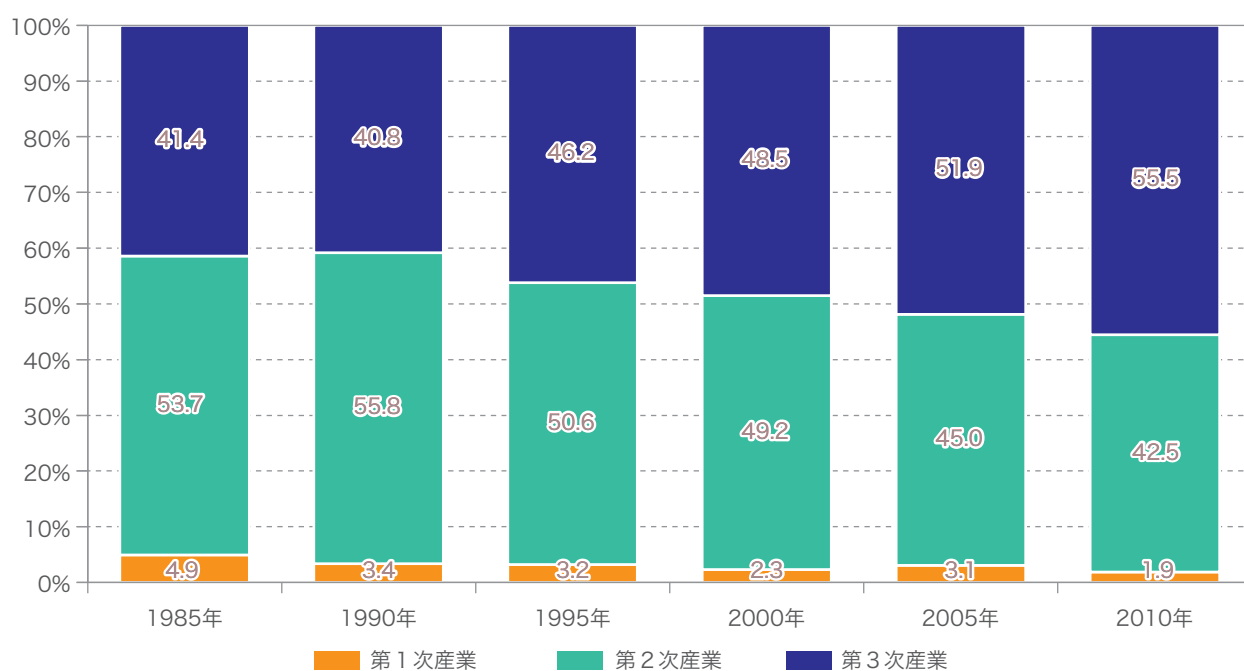
図表 10 産業別就業者数の推移



出典：国勢調査

産業別の就業者割合は、2005年に第2次産業就業者と第3次産業就業者の割合が逆転しています。それ以降は、第3次産業就業者の割合が最も高くなっています。

図表 11 産業別就業者割合の推移



出典：国勢調査

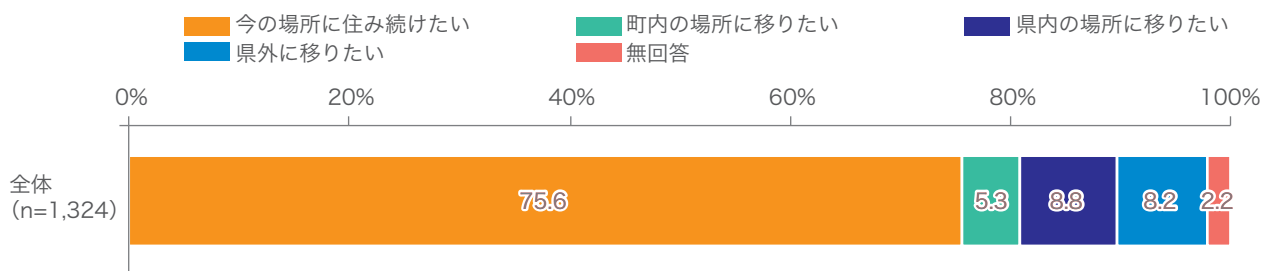
11 住民意識の概要

(1) 居住意向

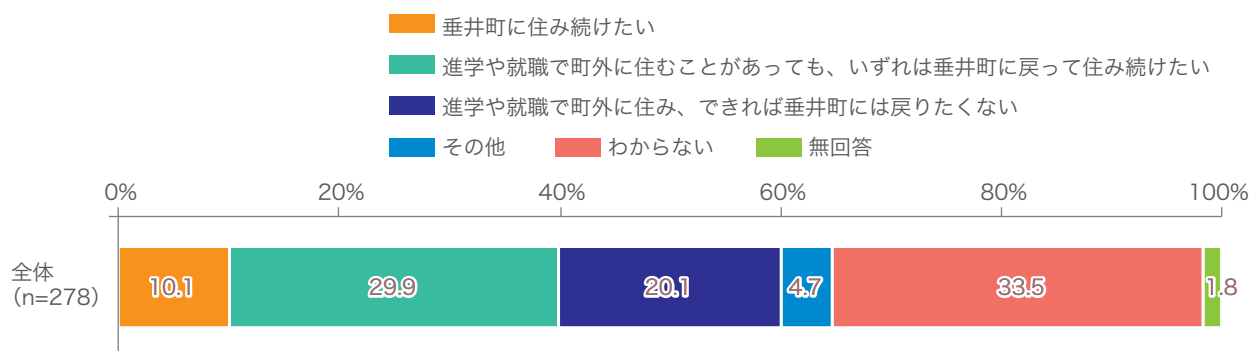
本町における居住意向について、一般住民の75.6%は、「今の場所に住み続けたい」と回答しており、大多数が永住意向ありと判断できる結果となっています。また、中学生においても「垂井町に住み続けたい」が10.1%、「進学や就職で町外に住むことがあっても、いずれは垂井町に戻って住み続けたい」が29.9%となっており、「わからない」と回答した33.5%を除くと、過半数は居住意向がある結果となっています。

一方、高校生では「将来、垂井町に住みたくない」と回答した割合が37.0%であり、「将来、垂井町に住みたい」の12.3%を大きく上回る結果となっています。

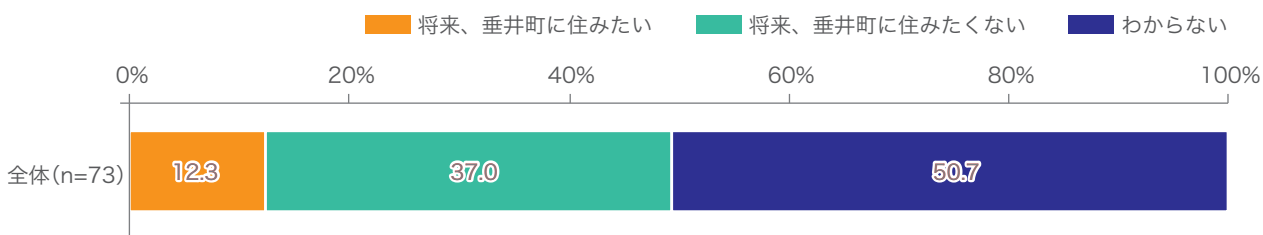
図表 12 垂井町の居住意向



出典：一般住民アンケート



出典：中学生アンケート



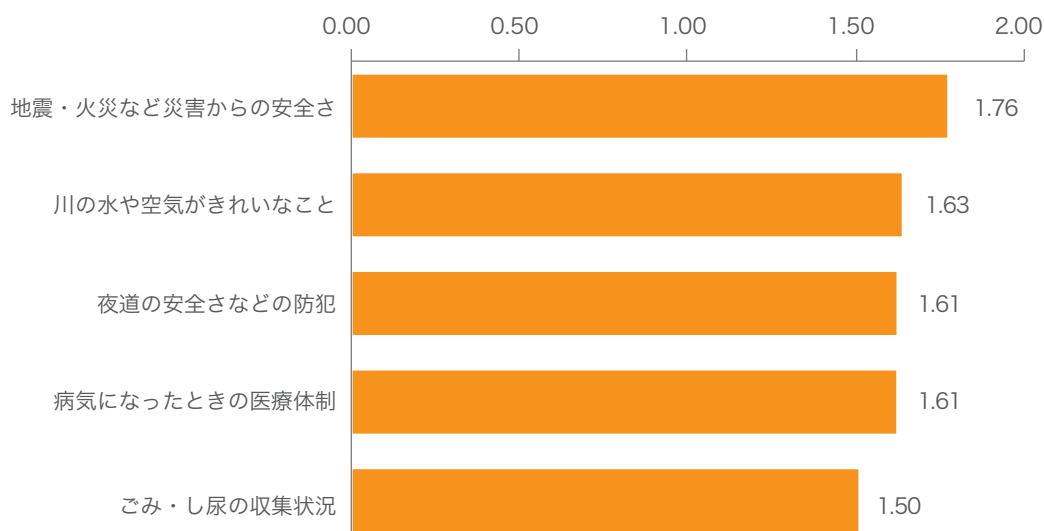
出典：高校生アンケート

(2) まちづくり施策の重要度

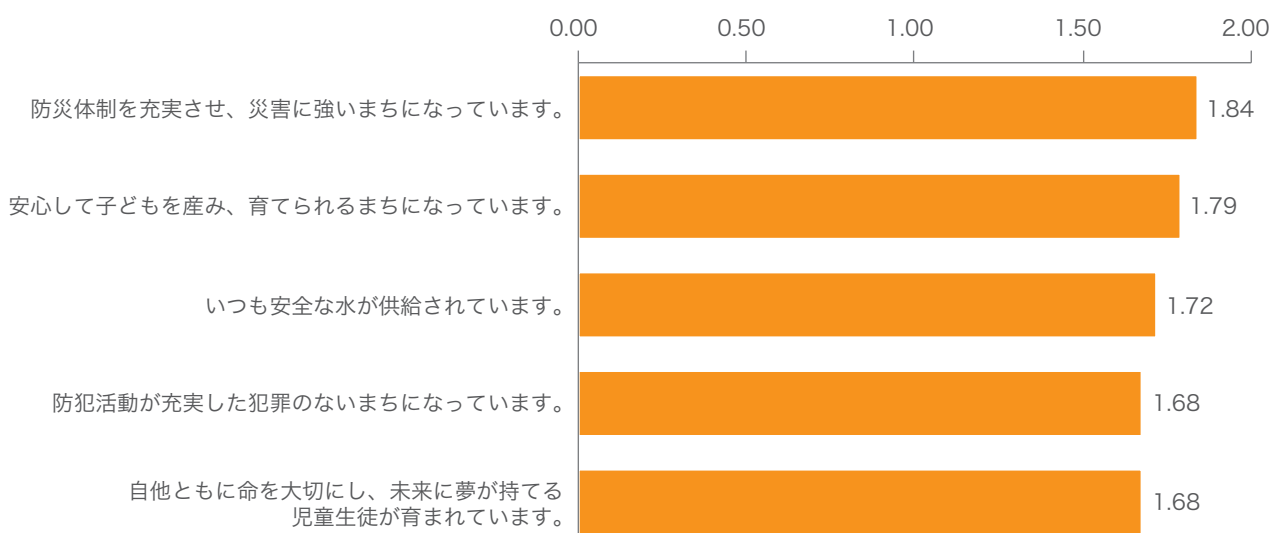
身の回りの環境やまちづくり施策の重要度についてみると、一般住民では「地震・火災など災害からの安全さ」が1.76ポイントで最も高くなっています。また、正職員においても「防災体制を充実させ、災害に強いまちになっています。」が1.84ポイントで最も高くなっています。

一般住民、正職員いずれも、重点を置くべきは防災体制・安全対策などであるという認識であることが分かります。

図表 13 身の回りの環境の重要度上位5項目



※重要度=重要[+2点]、まあ重要[+1点]、あまり重要ではない[-1点]、重要ではない[-2点]として集計
出典：一般住民アンケート



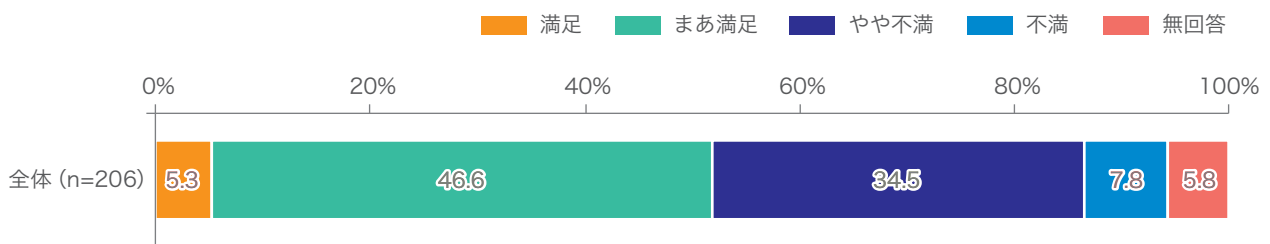
※重要度=重要[+2点]、まあ重要[+1点]、あまり重要ではない[-1点]、重要ではない[-2点]として集計
出典：正職員アンケート

(3) 子育て環境

本町の子育て環境については、約半数の保護者が満足と回答しています。満足している理由としては、「地域での見守り環境」が42.1%で最も高く、ついで「小・中学校の設備・環境」が30.8%となっています。一方、不満足の原因としては、「子どもの進学・就労環境」が51.7%で最も高く、ついで「子どもが遊べる場所」が44.8%、「子育て支援サービス」が41.4%となっています。

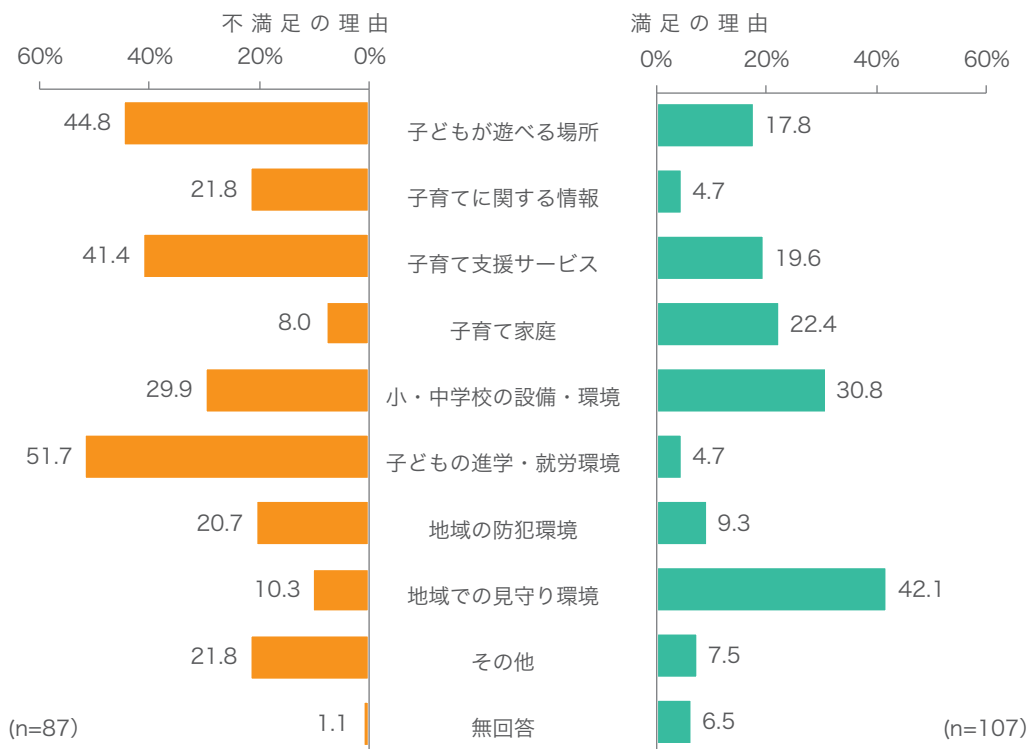
子育てしやすいまちにするためにすべきこととしては、「子育て・教育に関する手当や助成等、経済的支援の充実」が56.8%で最も高く、ついで「児童館など放課後の子どもの居場所の充実」が42.7%となっています。

図表 14 子育て環境に関する満足度



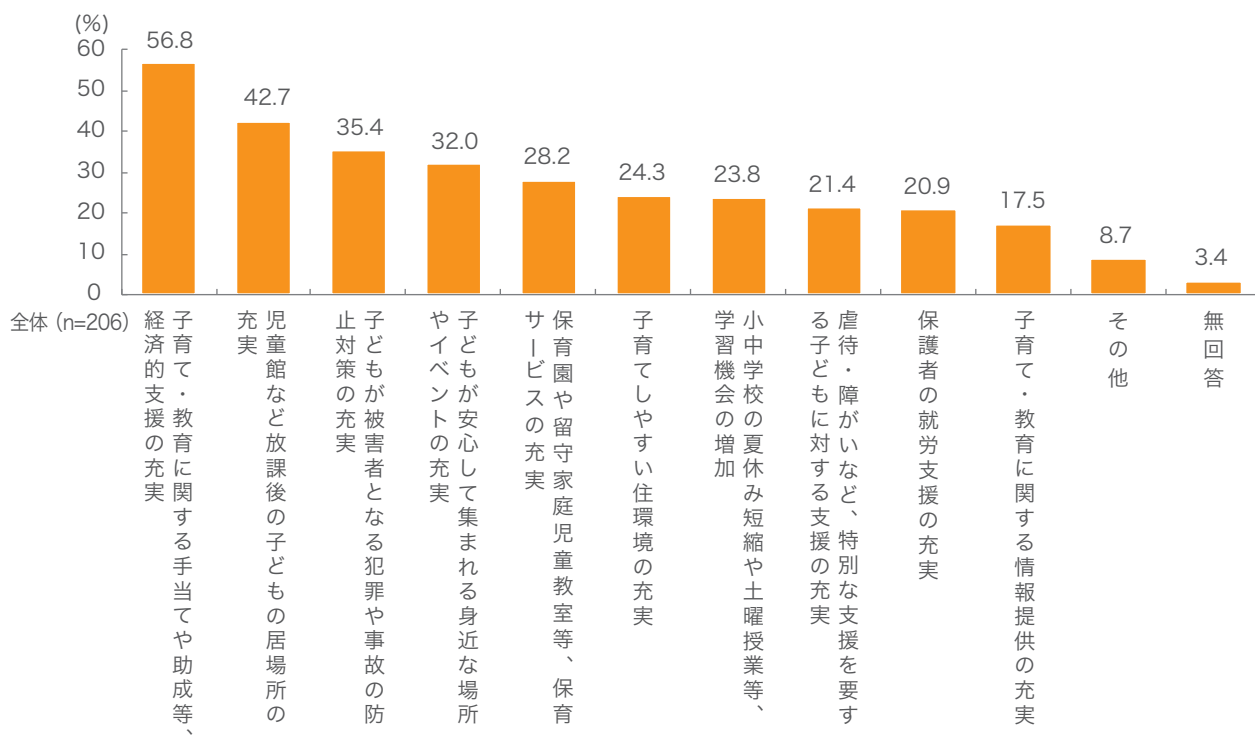
出典：保護者アンケート

図表 15 子育て環境に関する満足・不満足の原因



出典：保護者アンケート

図表 16 子育てしやすいまちにするためにすべきこと

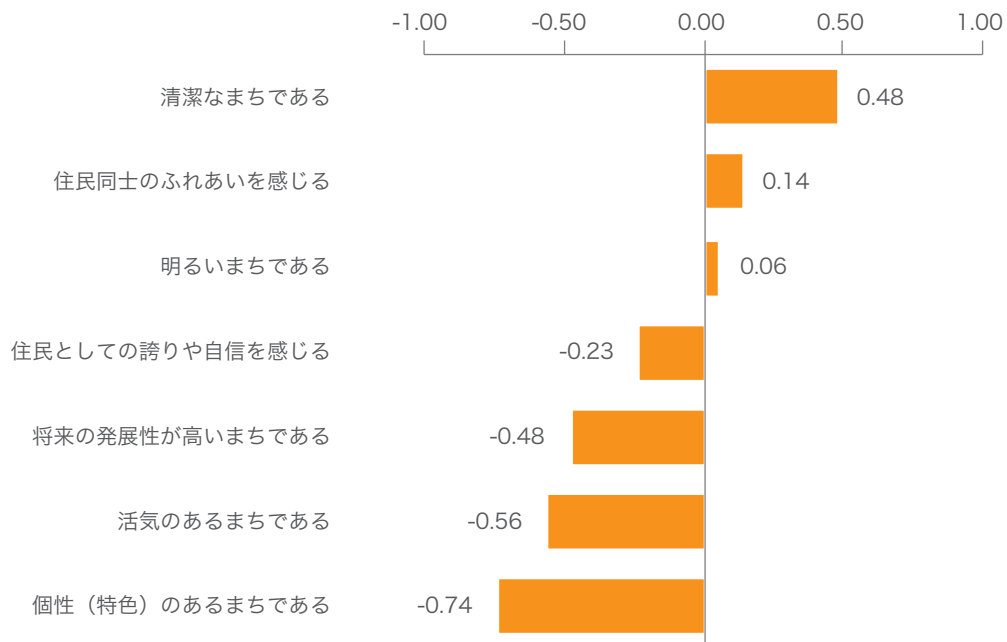


出典：保護者アンケート

(4) まちのイメージ

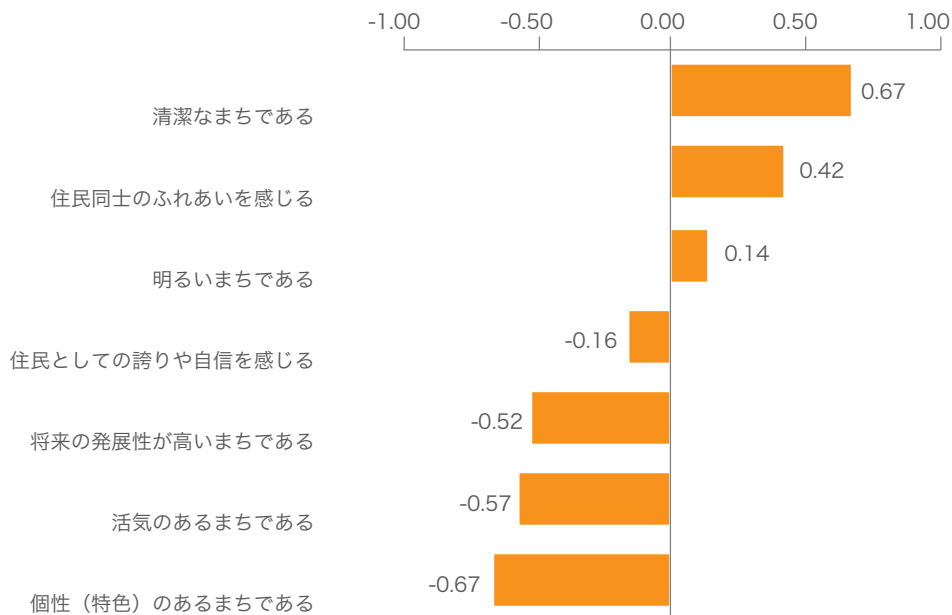
一般住民が思うまちのイメージ、保護者が思うまちのイメージは、いずれも「清潔なまちである」という認識が最も高くなっています。一方、思わない認識が高い項目については、いずれも「個性（特色）のあるまちである」、「活気のあるまちである」、「将来の発展性が高いまちである」となっています。

図表 17 垂井町の印象



※印象度＝そう思う[+2点]、やや思う[+1点]、さほど思わない[-1点]、思わない[-2点]として集計
出典：一般住民アンケート

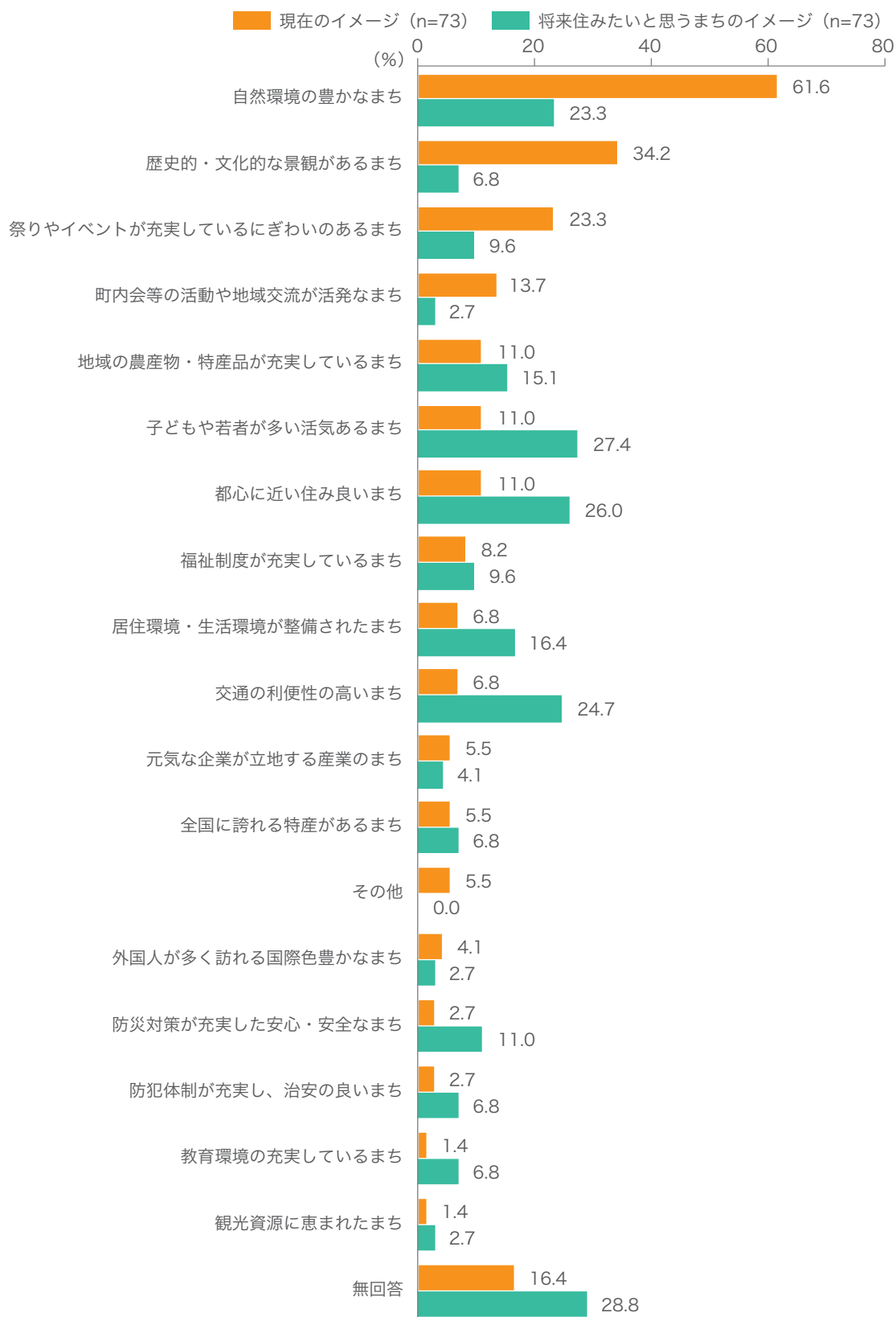
図表 18 垂井町の印象



※印象度＝そう思う[+2点]、やや思う[+1点]、さほど思わない[-1点]、思わない[-2点]として集計
出典：保護者アンケート

高校生が思う垂井町のイメージは「自然環境の豊かなまち」という認識ですが、住みたいまちのイメージは「子どもや若者が多い活気あるまち」、「都心に近い住み良いまち」、「交通の利便性の高いまち」が高くなっており、現実と理想のギャップが大きいことがわかります。

図表 19 将来住みたいまちのイメージ



出典：高校生アンケート

(5) 住民満足度と重要度の評価

一般住民から取組の強化が望まれている優先度の高い項目は、「夜道の安全さなどの防犯」(1.89)、「鉄道・バスなどの公共交通機関」(1.56)、「はえ・蚊・雑草などの除去状況」(1.28)、「地震・火災など災害からの安全さ」(1.26)、「道路事情や道路の整備状況」(1.25) などとなっています。

正職員から取組の強化が望まれている優先度の高い項目は、「町外者が多く訪れる魅力あるまちづくりが進められています。」(1.76)、「防災体制を充実させ、災害に強いまちになっています。」(1.70)、「商業が活性化してにぎわいがあり、楽しく買い物ができます。」(1.68)、「安心して子どもを産み、育てられるまちになっています。」(1.51)、「利用しやすい公共交通機関が確保されています。」(1.51) などとなっています。

図表 20 満足度・重要度・優先度 5 項目

順位	満足度 下位 5 項目		重要度 上位 5 項目		優先度 上位 5 項目	
1	鉄道・バスなど公共交通機関	-0.31	地震・火災など災害からの安全さ	1.76	夜道の安全さなどの防犯	1.89
2	夜道の安全さなどの防犯	-0.28	川の水や空気がきれいなこと	1.63	鉄道・バスなど公共交通機関	1.56
3	はえ・蚊・雑草などの除去状況	-0.15	夜道の安全さなどの防犯	1.61	はえ・蚊・雑草などの除去状況	1.28
4	公園や子どもの遊び場	-0.10	病気になったときの医療体制	1.61	地震・火災など災害からの安全さ	1.26
5	道路事情や道路の整備状況	0.15	ごみ・し尿の収集状況	1.50	道路事情や道路の整備状況	1.25

出典：一般住民アンケート

図表 21 満足度・重要度・優先度 5 項目

順位	満足度 下位 5 項目		重要度 上位 5 項目		優先度 上位 5 項目	
1	町外者が多く訪れる魅力あるまちづくりが進められています。	-0.53	防災体制を充実させ、災害に強いまちになっています。	1.84	町外者が多く訪れる魅力あるまちづくりが進められています。	1.76
2	商業が活性化してにぎわいがあり、楽しく買い物ができます。	-0.43	安心して子どもを産み、育てられるまちになっています。	1.79	防災体制を充実させ、災害に強いまちになっています。	1.70
3	住民と行政が一体となり、観光の振興に取り組んでいます。	-0.01	いつも安全な水が供給されています。	1.72	商業が活性化してにぎわいがあり、楽しく買い物ができます。	1.68
4	利用しやすい公共交通機関が確保されています。	0.02	防犯活動が充実した犯罪のないまちになっています。	1.68	安心して子どもを産み、育てられるまちになっています。	1.51
5	社会情勢やニーズの変化に柔軟に対応した行政運営が行われています。	0.04	自他ともに命を大切に、未来に夢が持てる児童生徒が育まれています。	1.68	利用しやすい公共交通機関が確保されています。	1.51

出典：正職員アンケート

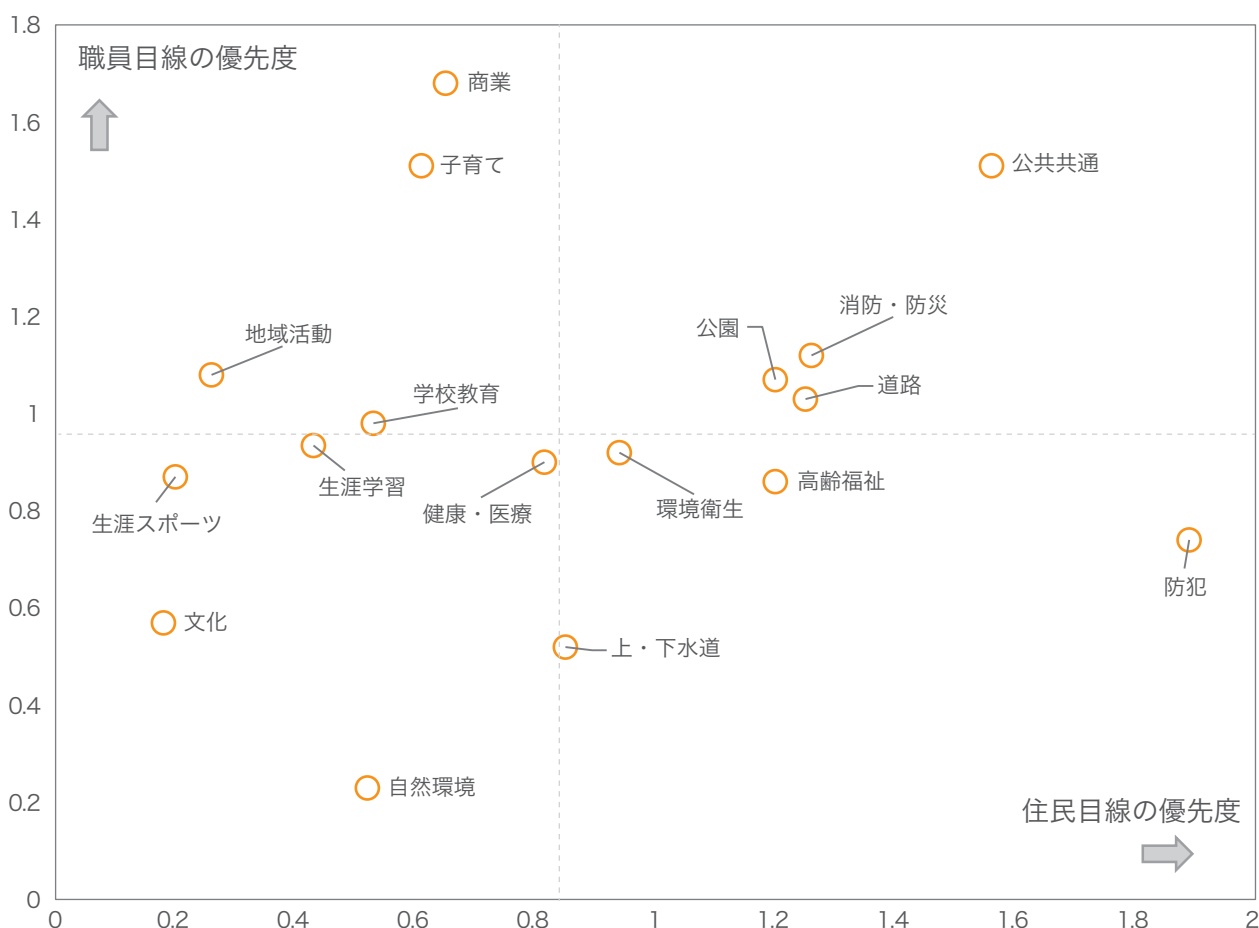
※ 優先度とは、満足度と重要度の認識の差（優先度）について評価するため、以下の手順で数値を算出した。重要度が高く、満足度が低いほど優先度の数値の差が高くなる結果となる。

$$\boxed{\text{重要度評価点}} - \boxed{\text{満足度評価点}} = \boxed{\text{満足度と重要度の認識の差（優先度）}}$$

(6) 一般住民、正職員の分野別優先度の比較

アンケート調査の結果について分野別に優先度を算出し、一般住民と正職員の優先度の違いを算出すると「公共交通」、「消防・防災」、「公園」、「道路」は一般住民と正職員いずれも優先度が高いと判断しています。「防犯」は一般住民の方が優先度が高く、「商業」、「子育て」、「地域活動」は正職員の方が優先度が高い結果となっています。

図表 22 分野別優先度の比較



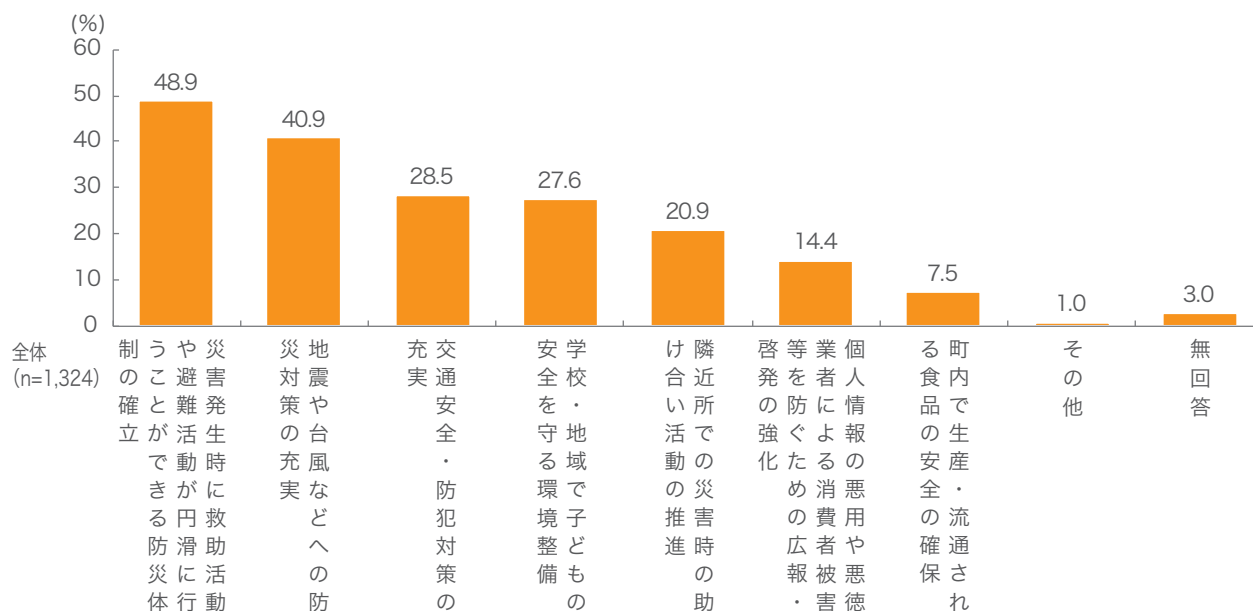
出典：一般住民アンケート
正職員アンケート

(7) まちの将来像

安全・安心分野では、とくに防災体制の整備が本町における重点事項です。

一般住民アンケート調査の結果をみると、重要な取組として、「災害発生時に救助活動や避難活動が円滑に行うことができる防災体制の確立」と回答した割合が48.9%で最も高くなっています。

図表 23 「安全・安心」分野について重要な取組

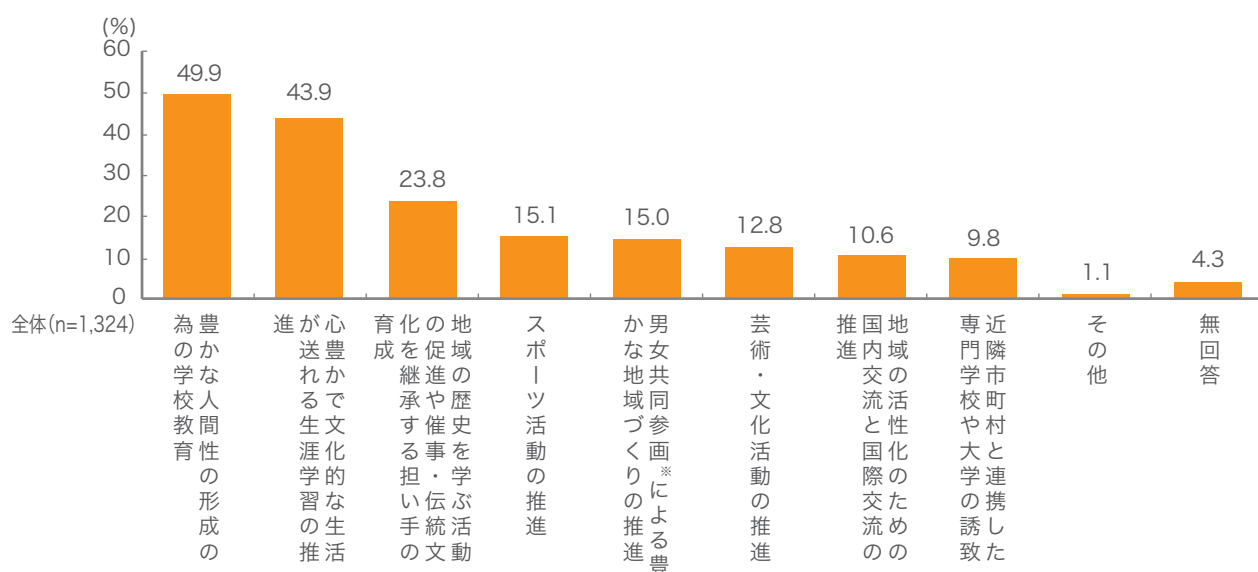


出典：一般住民アンケート

教育環境においては、個別教育、英語教育、ICT教育※を充実する必要性が高まっています。

一般住民アンケート調査の結果をみると、教育・生涯学習・文化分野では、重要な取組として、「豊かな人間性の形成のための学校教育」と回答した割合が49.9%で最も高くなっています。

図表 24 「教育・生涯学習・文化」分野について重要な取組

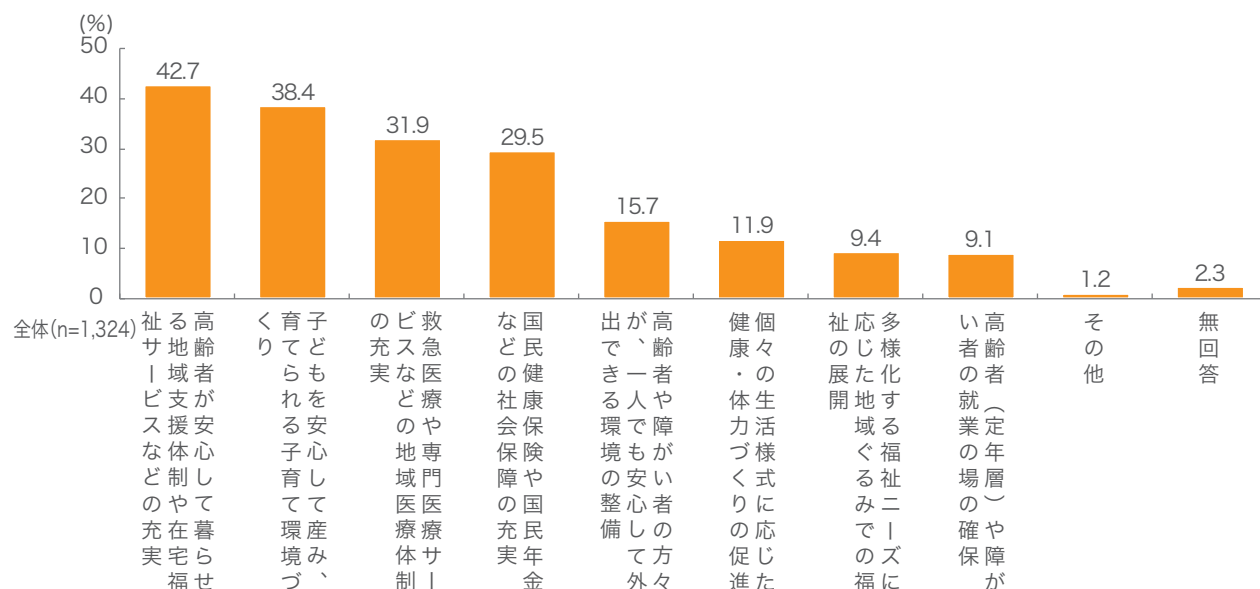


出典：一般住民アンケート

子育て環境の充実、目標人口の達成においても特に重要な分野となります。

一般住民アンケート調査の結果をみると、子育て・健康・福祉分野では、重要な取組として、「高齢者が安心して暮らせる地域支援体制や在宅福祉サービスなどの充実」と回答した割合が42.7%で最も高く、ついで「子どもを安心して産み、育てられる子育て環境づくり」が38.4%となっています。

図表 25 「子育て・健康・福祉」分野について重要な取組

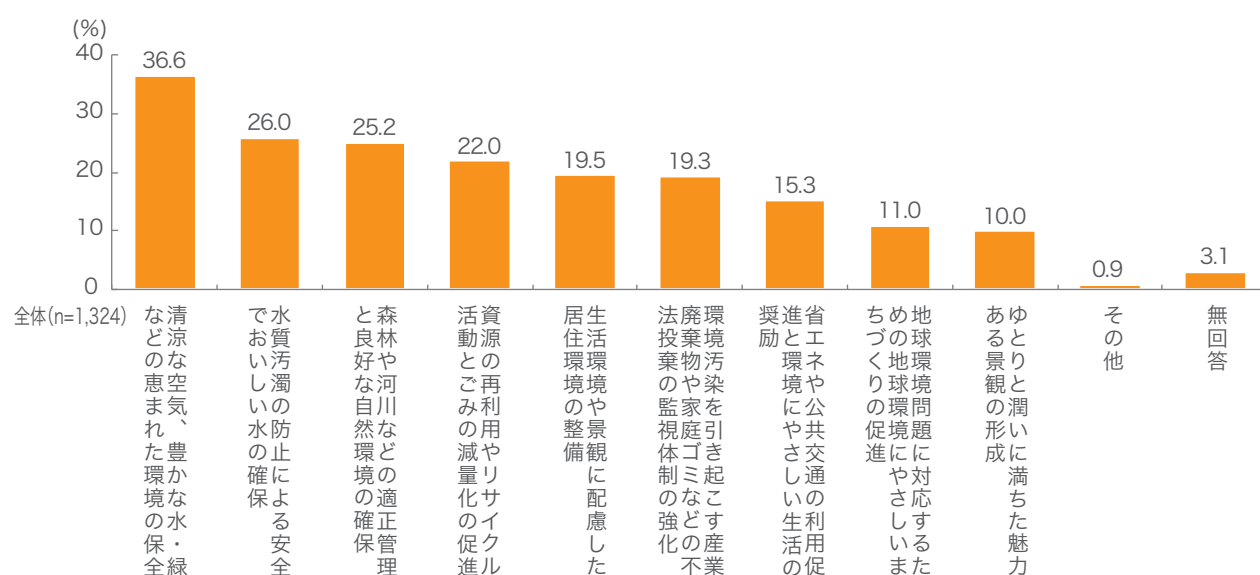


出典：一般住民アンケート

環境保全は、町の設備や体制の拡充のほか、住民の意識面も大きく影響する分野です。

一般住民アンケート調査の結果をみると、地域環境分野では、重要な取組として、「清涼な空気、豊かな水・緑などの恵まれた環境の保全」と回答した割合が36.6%で最も高くなっています。

図表 26 「地域環境」分野について重要な取組

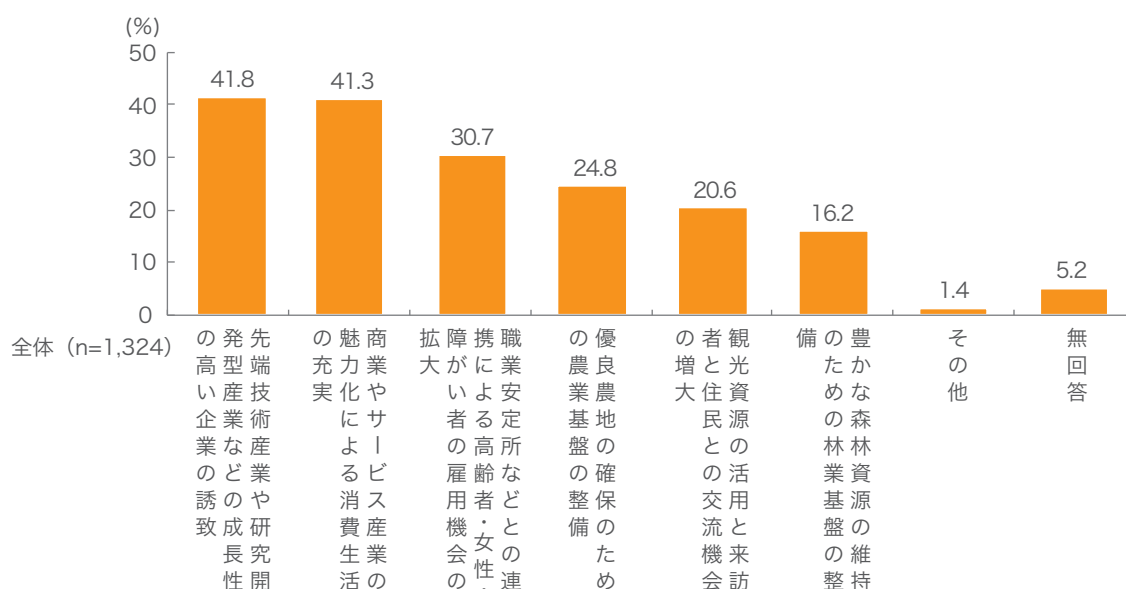


出典：一般住民アンケート

観光振興は、本町の新たな魅力や産業、人の交流を生み出す重要な分野となります。

一般住民アンケート調査の結果をみると、産業・交流分野では、重要な取組として、「先端技術産業や研究開発型産業などの成長性の高い企業の誘致」と回答した割合が41.8%で最も高く、ついで「商業やサービス産業の魅力化による消費生活の充実」が41.3%となっています。

図表 27 「産業・交流」分野について重要な取組

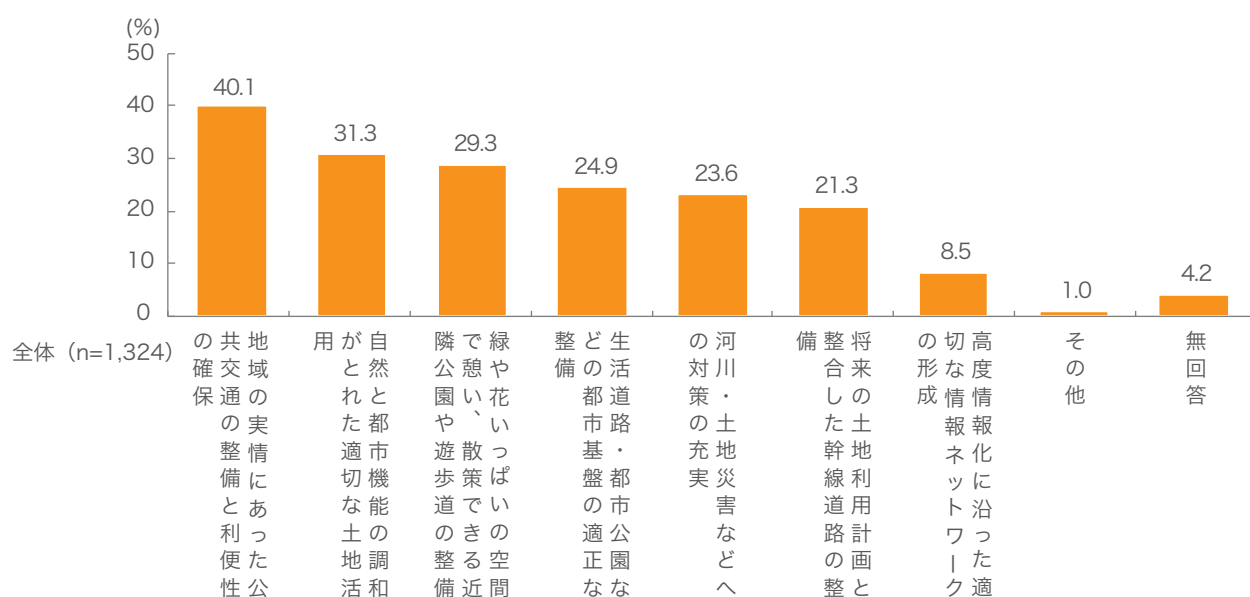


出典：一般住民アンケート

都市基盤の分野では、特に公共交通における課題が主要項目として考えられます。

一般住民アンケート調査の結果をみると、重要な取組として、「地域の実情にあった公共交通の整備と利便性の確保」と回答した割合が40.1%で最も高くなっています。

図表 28 「都市基盤」分野について重要な取組

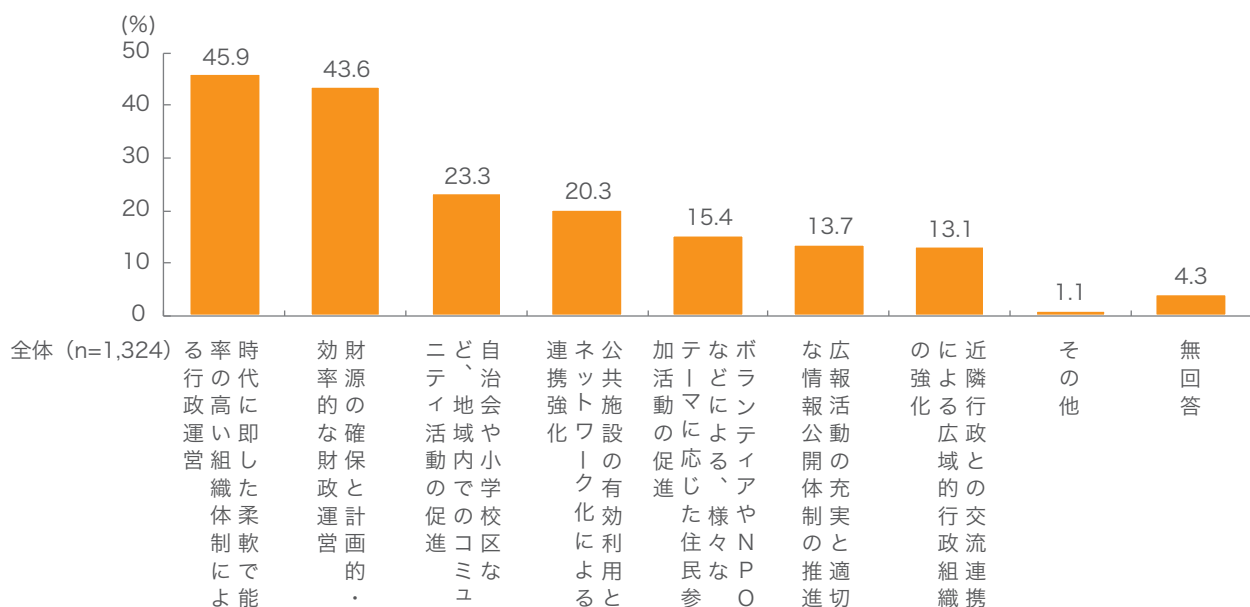


出典：一般住民アンケート

協働を進めていくためには、住民自身の意識改革も重要であることから、住民がまちづくりの主体であることを積極的に啓発し、協力していくことが重要です。

一般住民アンケート調査の結果をみると、協働・行財政運営分野の重要な取組として、「時代に即した柔軟で能率の高い組織体制による行政運営」と回答した割合が45.9%で最も高くなっています。

図表 29 「協働・行財政運営」分野について重要な取組

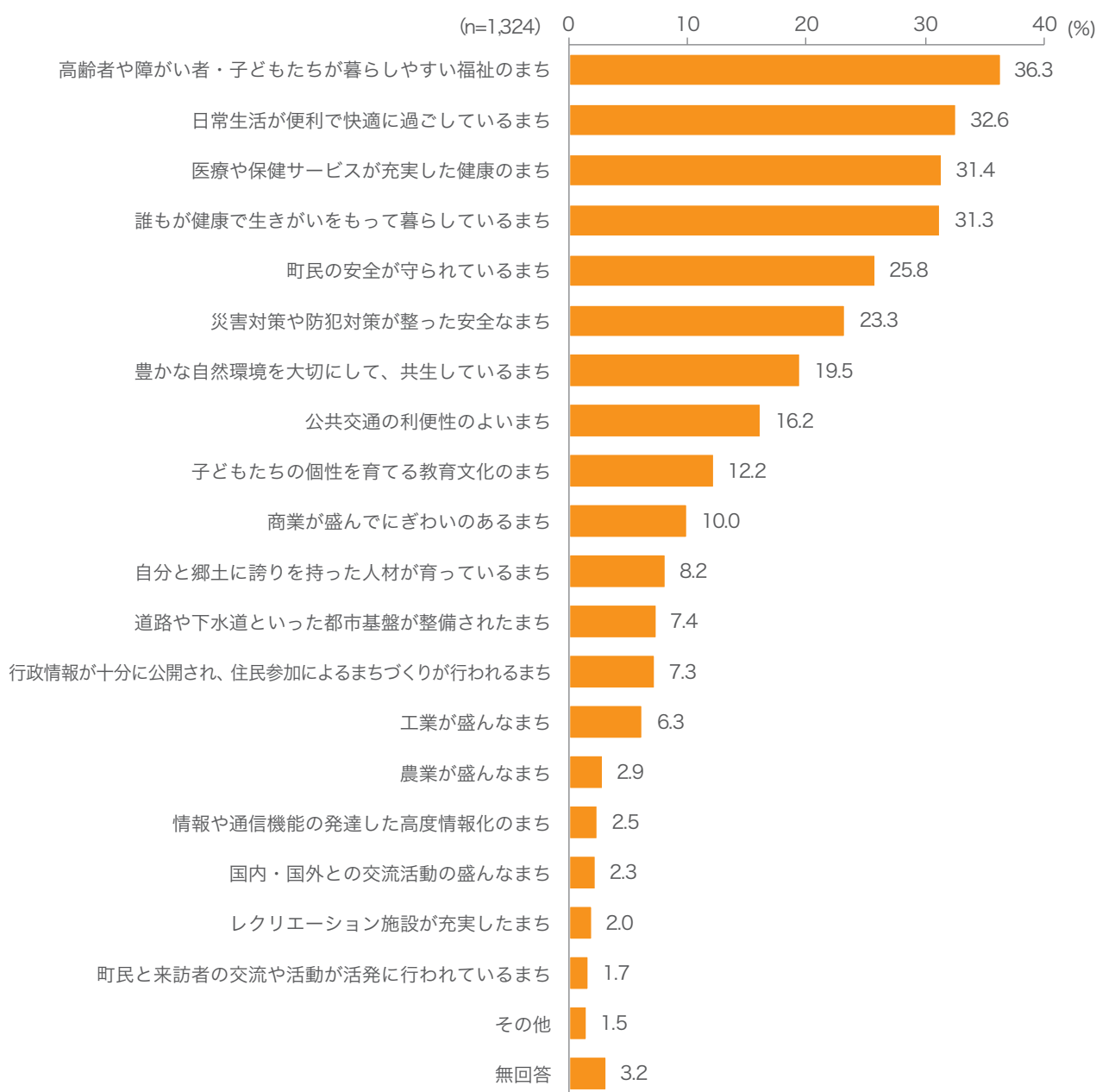


出典：一般住民アンケート

(8) まちに望む姿

一般住民アンケート調査の結果をみると、“福祉のまち”、“便利で快適”、“健康のまち”などがキーワードになっています。

図表 30 将来の垂井町の姿

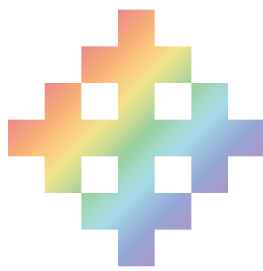


出典：一般住民アンケート

12 用語解説

あ行	一般財源	歳入の時点で、使い道があらかじめ決まっていない地方公共団体の財源。町税や地方交付税など。
	インフラ	インフラストラクチャー (infrastructure) の略称。産業や生活の基盤となるような施設や設備。
	污水处理人口普及率	下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽などの污水处理施設の整備人口を行政人口(住民基本台帳人口)で除した指標。
か行	経常収支比率	使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)のうち、毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当されたものが占める割合。
	健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。
	合計特殊出生率	15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。
	耕作放棄地	以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地。
さ行	市街化区域	すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
	市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域。
	自主財源比率	歳入総額に占める地方税など地方公共団体が自主的に収入できる財源の割合。
	自助・共助・公助	自助：自分で自分のことを助けること 共助：地域住民同士の助け合いや支え合い 公助：行政による支援やサービス
	自然増減	出生数から死亡数を減じたもの。
	社会増減	転入者数から転出者数を減じたもの。
	集落営農	集落を単位として、農業生産過程の全部又は一部について共同で取り組む組織。
	循環型社会	廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。
	人口フレーム	将来の人口のおおむねの推計値の枠組み。
	スケールメリット	規模を大きくすることで得られる効果・利益。
	生活習慣病	高血圧、脂質異常症、糖尿病など、生活習慣が原因で発症する疾患。
た行	団塊の世代	1947年(昭和22年)から1949年(昭和24年)生まれの、第一次ベビーブーム時に生まれた世代。
	男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。
	地籍調査	主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査。

	特定財源	歳入の時点で、使い道があらかじめ決まっている地方公共団体の財源。国庫補助金、県補助金など。
な行	農業振興地域	農業振興地域整備計画により、農業の振興を図るべき地域。
は行	ハード・ソフト	ハードとは建物や機械など形あるもの。ソフトとは人材や意識、情報など形のないものを指す。
	汎用的能力	社会とのかかわりの中で生活し、仕事をしていく上で基礎となる能力。様々な他者を理解し協力・協働して社会に参画する力、自ら課題を発見・分析し計画を立てて解決することができる力、働くことの意義を理解する力など。
	ほ場整備	水田や畑を利用しやすいように整形したり大きな区画にしたりすることにより、農業が安定する農地を作り上げること。
や行	幼保一元化	幼稚園と保育園それぞれの教育内容や保育を一元化し、就学前の保育と教育を行うこと。
ら行	リサイクル率	ごみ排出量に対するリサイクル量の割合。
	労働力率	15 歳以上人口に占める労働力人口の割合。
数字 A-Z	3R	3つのRの総称。 Reduce (リデュース): ものを大切に使い、ごみを減らすこと。 Reuse (リユース): 使えるものは、繰り返し使うこと。 Recycle (リサイクル): ごみを資源として再び利用すること。
	ICT 教育	コンピューターやインターネットなどの情報通信技術を活用して行う教育。電子黒板やタブレット端末、デジタル教科書などを用いた授業を指す。
	LGBT	Lesbian (レズビアン・女性同性愛者)、Gay (ゲイ・男性同性愛者)、Bisexual (バイセクシュアル・両性愛者)、Transgender (出生時に定められた自らの性別に違和感を持つ人) の人々の総称のひとつ。
	PDCA	Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Action (改善) を業務において回してゆき、ある一定の成果や効果につなげる手法。
	SDGs	Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略称。2015 年に国際連合で採択された国際社会全体の開発目標として17の目標が掲げられたもの。  The image shows the official logo for Sustainable Development Goals (SDGs) at the top, with the text 'SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS' and '世界を変えるための17の目標' (17 Goals for Changing the World). Below the logo is a 3x6 grid of 17 colored squares, each containing a number and an icon representing a specific goal. The goals are: 1. No Poverty, 2. Zero Hunger, 3. Good Health and Well-being, 4. Quality Education, 5. Gender Equality, 6. Clean Water and Sanitation, 7. Affordable and Clean Energy, 8. Decent Work and Economic Growth, 9. Industry, Innovation and Infrastructure, 10. Reduced Inequalities, 11. Sustainable Cities and Communities, 12. Responsible Consumption and Production, 13. Climate Action, 14. Life Below Water, 15. Life on Land, 16. Peace, Justice and Strong Institutions, 17. Partnerships for the Goals. At the bottom right of the grid is the text '2030年に向けて世界が定めた「持続可能な開発目標」です' (These are the 'Sustainable Development Goals' set by the world for 2030).
	SNS	Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の略称。インターネットを介して人と人とのコミュニケーションを取るためのサービスの総称。



垂井町第 6 次総合計画
2018年度～2027年度